

八峰町地域福祉計画 八峰町地域福祉活動計画



秋 田 県 八 峰 町



社会福祉法人 八峰町社会福祉協議会

はじめに



「笑顔がこぼれるやすらぎのまちづくり」を目指して

近年の急速な人口減少や極端な少子高齢化の進展により、これまで家庭や地域が担ってきた相互扶助機能が弱くなっていく中、地域において複雑化、多様化した様々な問題を抱えた世帯や制度の狭間にあって既存のサービスが受けられない方々の増加など、新たな福祉課題が生じております。

さらに、生活困窮者や定職を持たない若者の増加、子どもや高齢者への虐待、高齢者等の社会的孤立や孤独死、いじめ、ひきこもりなど、様々な社会問題が顕在化しております。

こうした状況の中、国では、ともすれば「^{ひとごと}他人事」になりがちな問題を「我が事・丸ごと」の精神で取り組んでいくとともに、地域住民や地域の多様な主体が参画し、地域をともに創っていく「地域共生社会」を目指した取り組みを求めています。

八峰町においても、民生児童委員を始め、様々な福祉団体や自治会、地域住民や事業者のネットワークをより一層充実するとともに、町と社会福祉協議会との連携をこれまで以上に強化しながら、みんなで支え合う地域福祉を目指しております。

このため、町においては「地域福祉計画」、社会福祉協議会においては「地域福祉活動計画」を策定し、今後、共通の理念を共有し理解を深めながら様々な地域福祉課題の解決に取組み、「笑顔がこぼれるやすらぎのまちづくり」の実現に向けて、これらの計画を着実に推進してまいりたいと思います。

最後になりますが、本計画の策定に当たり、貴重なご意見やご提言をいただきました計画策定委員をはじめ、アンケート調査にご協力いただきました町民の皆様や自治会の皆様に心から感謝申し上げます。

平成31年3月

八峰町長 森田新一郎

目 次

第1部 地域福祉計画

第1章	計画の概要	
1.	計画策定の趣旨	1
2.	計画の性格	1
3.	基本理念	2
4.	関連計画との関係図	2
第2章	主要課題と施策	
1.	主要課題	3
	(1) 主要課題1	4
	(2) 主要課題2	4
	(3) 主要課題3	4
	(4) 主要課題4	4
	(5) 主要課題5	5
2.	推進施策	6
	(1) 主要課題1	6
	(2) 主要課題2	6
	(3) 主要課題3	7
	(4) 主要課題4	7
	(5) 主要課題5	8

第2部 地域福祉活動計画

第1章	計画の策定にあたって	
1.	策定の趣旨	9
2.	計画期間	9
3.	計画の位置付け	9
4.	八峰町地域福祉計画との連携	9
5.	取組むべき課題	10
第2章	計画の内容	
1.	基本理念	11
2.	基本目標	11
3.	推進目標	11
4.	計画の体系図	12
5.	地域福祉活動計画の施策の展開	13
	(1) 推進目標1	13
	(2) 推進目標2	15
	(3) 推進目標3	21
	(4) 推進目標4	23
	(5) 推進目標5	25
第3章	計画の推進にあたって	
1.	計画の推進主体	30
2.	計画の進行管理	30

資料編

資料1	地域福祉に関するアンケート調査	31
資料2	地域福祉計画・地域福祉活動計画に関するアンケート調査	33
資料3	八峰町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会設置要綱	42
資料4	八峰町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員名簿	43
資料5	参考条例	44

第1部 地域福祉計画



第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

2016年7月、厚生労働省は『地域共生社会』という地域福祉の概念を公表し、その実現に向けた検討をスタートさせました。

また、平成30年4月1日には、社会福祉法の一部が改正され、八峰町においても『地域共生社会』の実現に向け、地域福祉推進の取組を促進するため、八峰町地域福祉計画並びに社会福祉協議会においては、地域福祉活動計画を策定します。

地域共生社会は、“高齢者・障害者・子どもなど全ての人々が、1人ひとりの暮らしと生きがいを共に創り、高め合う社会”と定義され、「支え手」「受け手」という関係を越えて、困難を持つあらゆる人を地域で支えるための仕組みであり、既存の制度や福祉サービスでは対応しきれない課題や複雑・多様化する課題に地域住民との連携による支援体制の充実を図るための計画とします。

2. 計画の性格

I. 地域福祉計画【平成31年（2019）～35年度（2023）】

この計画は、八峰町総合計画の基本構想に即し、社会福祉法第107条（資料参考）に基づく地域福祉の推進に関する事項を基本に策定するものです。

また、八峰町の「老人福祉計画・介護保険事業計画」「障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」など他の計画を包含し、社会福祉協議会策定の地域福祉活動計画と整合性を図り、一体的に町の地域福祉を推進する計画とします。

II. 地域福祉活動計画【平成31年（2019）～35年度（2023）】

この計画は、社会福祉法第109条（資料参考）の規定に基づき、地域福祉の推進に取り組むための実践的な計画として、社会福祉協議会が中心となって策定する計画です。

社会福祉協議会においては、平成21年度より「地域福祉活動計画」の策定を進めてまいりましたが、八峰町において、地域福祉推進の中心的な役割を担うことから、その活動は、地域福祉計画の実践（活動）そのものであるため、「地域福祉計画」と一体的に策定することとします。

区分	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)	34年度 (2022)	35年度 (2023)	36年度 (2024)
地域福祉計画	計画策定						
地域福祉活動計画	計画策定						

※上記期間中、社会経済情勢や法制度の変化等により必要に応じて、部分的変更や見直しを行います。

3. 基本理念

安心して健やかに暮らせるやすらぎのまちづくり

「白神の自然と人として創るやすらぎのまち」を目標とした八峰町総合振興計画の趣旨を継承し、「安心して健やかに暮らせるやすらぎのまちづくり」を目指し、町民一人ひとりが、生涯にわたって心身ともに健康で、年齢・性別・障害の有無などにかかわらず個人として尊重されるとともに、地域住民同士や事業者、ボランティア団体、行政等が支え合い、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の実現を本計画の基本理念とします。

4. 関連計画との関係図



八峰町と社会福祉協議会が一体となり、「地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定し、「安心して健やかに暮らせるやすらぎのまちづくり」を基本理念に掲げ、その実現に向け施策を展開して参ります。

第2章 主要課題と施策

町民一人ひとりが、生涯にわたって心身ともに健康で、年齢・性別・障害の有無などにかかわらず個人として尊重されるとともに、地域住民同士や事業者、ボランティア団体、行政等が支え合い、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる社会を実現するため、以下の課題について施策を展開します。

1. 主要課題

(1) 福祉サービスを適切に利用できる基盤づくり

- ①生活困窮者自立支援の推進
- ②高齢者・障害者等に対する支援の充実
- ③総合相談窓口の整備

(2) 包括的な支援体制の構築

- ①地域住民等による見守り体制の充実
- ②関係機関との連携
- ③きめ細かなサービスと質の向上

(3) 福祉に対する理解と参加の促進

- ①住民同士が支え合う活動促進
- ②地域福祉を担う人材や団体等の育成等支援
- ③福祉教育の推進と福祉意識の醸成

(4) 安全・安心な暮らしを支える取組みの推進

- ①心の健康づくりと自殺予防対策の推進
- ②災害時における要配慮者支援の推進
- ③バリアフリーの推進
- ④子ども・子育て支援の充実

(5) 権利擁護の推進

- ①日常生活自立支援事業の啓発
- ②地域包括支援センターや介護事業者等との連携
- ③地域連携協議会の設立
- ④専門職による相談事業
- ⑤成年後見制度利用支援事業
- ⑥町長の申立

(1) 主要課題1：福祉サービスを適切に利用できる基盤づくり

- ① 生活困窮者自立支援の推進
 - 生活困窮世帯の早期発見と支援制度の周知
- ② 高齢者・障害者等に対する支援の充実
 - 一人ひとりの状況に応じた切れ目のない医療・介護・福祉サービスの提供や地域生活・社会参加への支援と健康づくりや日常生活支援の促進
 - 高齢者、子ども、障害者の虐待防止
- ③ 総合相談窓口の整備
 - 住民相談のワンストップ対応とコミュニティソーシャルワーク機能の強化

(2) 主要課題2：包括的な支援体制の構築

- ① 地域住民等による見守り体制の充実
 - 地域における支え合いのネットワークづくりとリーダーの養成
- ② 関係機関との連携
 - 社会福祉協議会、地域包括支援センター、県等専門機関による連携の促進
- ③ 福祉サービスの質の向上
 - 地域福祉ネットワーク会議等サービス提供事業所間の情報交換と課題の共有化
 - サービスの評価や内容の開示等による適切なサービスの確保

(3) 主要課題3：福祉に対する理解と参加の促進

- ① 住民同士が支え合う活動促進
 - ボランティア、NPO等の活動支援
 - 町民の福祉活動への参加促進
 - 地域課題を「我が事」として捉える意識の醸成
- ② 地域福祉を担う人材や団体等の育成等支援
 - 認知症サポーター等の養成
 - サロン活動等の推進
 - 老人クラブの見守り事業への支援
 - 民生委員、児童委員、福祉員活動の充実に向けた環境整備
- ③ 福祉教育の推進と福祉意識の醸成
 - 福祉の心を育むための学校における福祉教育の推進

(4) 主要課題4：安全・安心な暮らしを支える取組みの推進

- ① 心の健康づくりと自殺予防対策の推進
 - 心といのちを考えるフォーラムの開催
 - 陽だまりの会の育成支援
 - ふれあいネット会議の開催
 - 包括支援（生活支援）相談会
- ② 災害時における要配慮者支援の推進
 - 高齢者や障害者等の要配慮者への支援体制の整備
- ③ バリアフリーの推進
 - ヘルプマークの普及啓発と利用促進
- ④ 子ども・子育て支援の充実
 - 子どもの貧困対策の総合的な推進と子育て支援体制の充実

(5) 主要課題5：権利擁護の推進

- ① 日常生活自立支援事業
 - 日常生活自立支援事業の啓発
 - 判断能力の低下等、契約内容が理解できない場合等、成年後見制度利用の支援
- ② 関係機関との連携及び連携ネットワークの成立
 - 地域包括支援センターや介護事業者等との連携、地域連携協議会の設立
 - 医療、金融機関、警察等民間事業者との連携の促進、適切な制度の運用
 - 後見実施者を対象に弁護士・司法書士・社会福祉士等による相談の実施
- ③ 成年後見制度利用支援事業等
 - 町長の申立に要するための経費及び後見人等の報酬の支援
 - 本人に判断能力がなく親族もいない場合、町長による家庭裁判所への後見開始申立等の代行

【参考】**成年後見制度とは…**

判断能力に欠ける、あるいは不十分な人の権利を守る援助者として、家庭裁判所への手続により成年後見人等を選任し、契約を代わって結ぶことや、本人の誤った判断による行為を取り消して本人を法的に保護し、その判断能力を補う制度です。

判断能力の不十分な人は、不動産や預貯金などの財産管理や、身のまわりの介助のための介護サービス又は施設への入所などに関する契約を結ぶ必要があっても、自分で行うことが難しい場合があります。また、自分に不利益があってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、消費者被害に遭う恐れもあります。

このような判断能力の不十分な人を成年後見人等が保護し、本人に代わって財産管理や契約行為などの支援を行います。

大きく分けると、法定後見制度と任意後見制度の2つがあります。法定後見にはさらに、「後見」、「保佐」、「補助」という3つのタイプがあり、家庭裁判所への手続きにより、本人の判断能力の程度に応じて、タイプが選ばれます。後見制度の申立時に医師の診断書等を添付し、申立後に家庭裁判所が必要に応じて鑑定を行い、審判によりタイプが決定されます。

また、選任される後見人等については、第三者である専門職・法人・研修を受けた市民が後見人等になる場合と、家族などが親族後見人として選任される場合があります。

※ 成年後見制度の利用の促進に関する法律より抜粋
(関係機関等の相互の連携)

第8条 国及び地方公共団体並びに成年後見人等、成年後見等実施期間及び成年後見関連事業者は、成年後見制度の利用促進に関する施策の実施に当たっては、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。

2. 地方公共団体は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、特に、その地方公共団体の区域を管轄する家庭裁判所及び関係行政機関の地方支分部局並びにその地方公共団体の区域に所在する成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者その他の関係者との適切な連携を図るよう、留意するものとする。

2. 推進施策

(1) 主要課題1：福祉サービスを適切に利用できる基盤づくり

① 生活困窮者自立支援の推進

No.	事業名	実施主体
1	生活福祉資金の貸付事業	社会福祉協議会
2	生活保護・母子・父子寡婦福祉資金	県・福祉保健課
3	生活ところの無料相談会	福祉保健課

② 高齢者・障害者等に対する支援の充実

No.	事業名	実施主体
1	軽度生活援助事業（高齢者）	福祉保健課
2	外出支援サービス（高齢者）	福祉保健課
3	生きがいデイサービス（高齢者）	福祉保健課
4	配食サービス	福祉保健課
5	相談支援サービス（障害者）	福祉保健課
6	地域生活支援事業（障害者）	福祉保健課
7	就労支援（障害者）	福祉保健課
8	虐待対策事業（児童・障害者・高齢者）	福祉保健課

③ 総合相談窓口の整備

No.	事業名	実施主体
1	地域包括支援センターの機能強化	福祉保健課
2	障害者相談支援事業	福祉保健課

(2) 主要課題2：包括的な支援体制の構築

① 地域住民等による見守り体制の充実

No.	事業名	実施主体
1	認知症地域支援推進員	福祉保健課
2	老人クラブによる友愛訪問	福祉保健課
3	民生委員・児童委員・福祉員・保護司による見守り強化	福祉保健課
4	認知症サポーター	福祉保健課

② 関係機関との連携

No.	事業名	実施主体
1	地域若者サポートステーション	福祉保健課
2	能代山本障害者就業・生活支援センター	福祉保健課
3	シルバー人材センター	福祉保健課
4	地域ケア会議の開催（月2回）	福祉保健課

③ きめ細かなサービスと質の向上

No.	事業名	実施主体
1	第三者による福祉サービス事業の評価制度	福祉保健課
2	福祉サービスの苦情相談・解決事業	福祉保健課

(3) 主要課題3：福祉に対する理解と参加の促進

① 住民同士が支え合う活動促進

No.	事業名	実施主体
1	傾聴ボランティアとサロン活動の推進	福祉保健課
2	通所型デイサービスB	福祉保健課
3	ひとり暮らし老人等見守り事業	社会福祉協議会

② 地域福祉を担う人材や団体等の育成等支援

No.	事業名	実施主体
1	ボランティアグループ若菜会への支援	福祉保健課
2	愛育班活動への支援	福祉保健課
3	ボランティアセンター機能の拡充	社会福祉協議会
4	コミュニティソーシャルワーカーの育成	社会福祉協議会

③ 福祉教育の推進と福祉意識の醸成

No.	事業名	実施主体
1	小中学校での認知症サポーター養成講座の開催	福祉保健課
2	いのちの授業	福祉保健課
3	八森っ子元気届け隊（クリーンアップ）	学校教育課
4	小学生と老人クラブとの交流事業（花壇作り）	生涯学習課
5	中学生除雪ボランティアの実施	学校教育課
6	空き缶回収（中学生）	生涯学習課

(4) 主要課題4：安全・安心な暮らしを支える取組みの推進

① 心の健康づくりと自殺予防対策の推進

No.	事業名	実施主体
1	心といのちを考えるフォーラムの開催	福祉保健課
2	陽だまりの会（交流サロン）育成支援	福祉保健課
3	包括支援（生活支援）相談会	福祉保健課
4	ふれあいネット会議の開催	福祉保健課

② 災害時における要配慮者への支援体制整備

No.	事業名	実施主体
1	災害時要援護者台帳の整備	福祉保健課
2	要配慮者への支援体制の整備	総務課
3	自主防災組織の育成	総務課

③ バリアフリーの推進

No.	事業名	実施主体
1	ヘルプマーク、ヘルプカードの普及	福祉保健課
2	バス乗車券への助成	福祉保健課
3	障害者移送用車両の貸出	福祉保健課

④ 子ども・子育て支援の充実

No.	事業名	実施主体
1	子育て支援事業	学校教育課
2	病児保育事業	学校教育課
3	放課後児童クラブ	学校教育課
4	放課後デイサービス	福祉保健課

(5) 主要課題5：権利擁護の推進

① 日常生活自立支援事業の啓発

No.	事業名	実施主体
1	専門員・生活支援員の充実	県・福祉保健課
2	成年後見制度利用支援事業	地域包括支援センター
3	権利擁護支援事業	社会福祉協議会

② 関係機関との連携

No.	事業名	実施主体
1	地域包括支援センターや介護事業者等との連携、協議会の設立	福祉保健課
2	医療、金融機関、警察等民間事業者との連携	福祉保健課
3	弁護士・司法書士・社会福祉士等による相談の実施	福祉保健課

③ 成年後見制度利用支援事業等

No.	事業名	実施主体
1	成年後見制度利用支援事業	福祉保健課
2	町長による家庭裁判所への後見開始申立等の代行	福祉保健課

第2部 地域福祉活動計画



第1章 計画の策定にあたって

1. 策定の趣旨

八峰町社会福祉協議会（以下「本会」という。）では、平成21年3月に策定した「八峰町地域福祉活動計画（平成21〔2009〕～25〔2013〕年度）」に基づき、これまで共に手を携える福祉社会の実現に向けて、具体的な取組みを推進してきました。

この計画策定以降、地域包括ケアシステムを構築するための介護保険法の改正、障害者差別解消法の施行、社会福祉法人が地域における公益的な取組みを実施することを責務として規定した社会福祉法の一部改正など、福祉に関する法令や支援制度も大きく変化しました。

また、平成28年7月には、厚生労働省に『「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部』が設置され、「地域共生社会」の実現が今後の福祉改革を貫く基本コンセプトに位置付けられました。

さらに、全国社会福祉協議会においては、平成29年5月に「全社協福祉ビジョン2011 第2次アクションプラン」が策定され、「あらゆる生活福祉課題への対応」、「地域のつながりの再構築」が活動方針の柱として示されました。

こうした社会情勢の変化や、これまでの本会の取組み状況を踏まえ、地域福祉活動をさらに発展、推進するため、重点的、優先的に取組む項目を具体的に示す「八峰町地域福祉活動計画（2019～2023年度）」（以下「本計画」という。）を策定しました。

2. 計画期間

本計画の計画期間は、2019年度から2023年度までの5年間とします。

3. 計画の位置付け

本計画は、市町村社会福祉協議会が社会福祉法第109条（資料参考）の規定に基づき策定する、地域住民や社会福祉関係団体等が主体的に地域で進めていく取組みが盛り込まれた民間の行動計画です。

社会福祉協議会は、民間としての「自主性」と、広く住民や社会福祉関係者に支えられる「公共性」という二つの側面を併せ持った組織です。

本会は、この特性や協議体としての機能を十分に発揮し、多様化する福祉サービス・活動の担い手をつなぎ、課題解決に向けた連携・協働ができるよう、コミュニティワーク機能の強化を図り、計画を推進していきます。

4. 八峰町地域福祉計画との連携

「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条（資料参考）に規定する市町村地域福祉計画であり、地域の将来を見据えた地域福祉のあり方や推進に向けての基本的な方向を定める計画です。

八峰町においては、本会の地域福祉活動計画（2019～2023年度）から、八峰町地域福祉計画と互いに補完・連携し、「地域福祉推進の両輪」として、一体的な地域福祉の推進を図っています。

5. 取り組むべき課題

アンケート結果とこれまでの本会の取り組み状況を踏まえ、本会が取り組むべき課題として以下を示します。

- ① 地域共生社会の実現に向け、地域の福祉課題を地域住民が「我が事」として認識し、具体的な取り組みにつながるよう、意識を醸成していくことが必要です。
- ② 高齢者が住み慣れた地域で安心した生活ができるよう、住民主体の支え合いのまちづくりをさらに進めていくことが必要です。
- ③ 本会の取り組みだけでは限りがあることから、様々な団体や企業との連携をさらに強化していくことが必要です。
- ④ 社会福祉法の改正をとらえ、社会福祉法人と地域をつなぐ役割を担っていくことが必要です。
- ⑤ 制度の狭間に陥っている、複合化、複雑化した深刻な生活課題を抱えている方々を支援することが必要です。
- ⑥ 大規模な災害がいつ起こってもおかしくないことから、災害への備えを万全にしておくことが必要です。
- ⑦ 縦割りを超え、横のつながりを構築して、皆で連携して支えていく体制をつくることが必要です。
- ⑧ 本会職員は、もっと地域に入り、地域課題を掘りさげるなど、地域の特性に応じた支援を行っていくことが必要です。
- ⑨ 高齢化等で、各種団体の役員のみならず手が不足し、一部の方に負担が集中している状況の改善が必要です。また、ボランティアのモチベーションを維持するための方策を検討することが必要です。

第2章 計画の内容

1. 基本理念

みんなで支えあい 安心してその人らしく暮らせるまち はっぼう

八峰町社会福祉協議会は、行政や関係機関と連携・協働のもと、住民の暮らしのあらゆる困り事を丸ごと受け止める仕組みづくりや他人事を我が事に変える取り組みを進め、「地域住民による相互の助け合いと支え合いで、誰もが安心して、誇りを持って暮らせるまちづくり」を目指し、以下の施策を推進します。

2. 基本目標

基本理念の実現に向けて、次の4つの基本目標を定めます。

- 基本目標1：福祉コミュニティを支えるところづくり
- 基本目標2：たすけあい支えあいのしくみづくり
- 基本目標3：安心して暮らすための生活支援の充実
- 基本目標4：町民に顔の見える社会福祉協議会をめざして

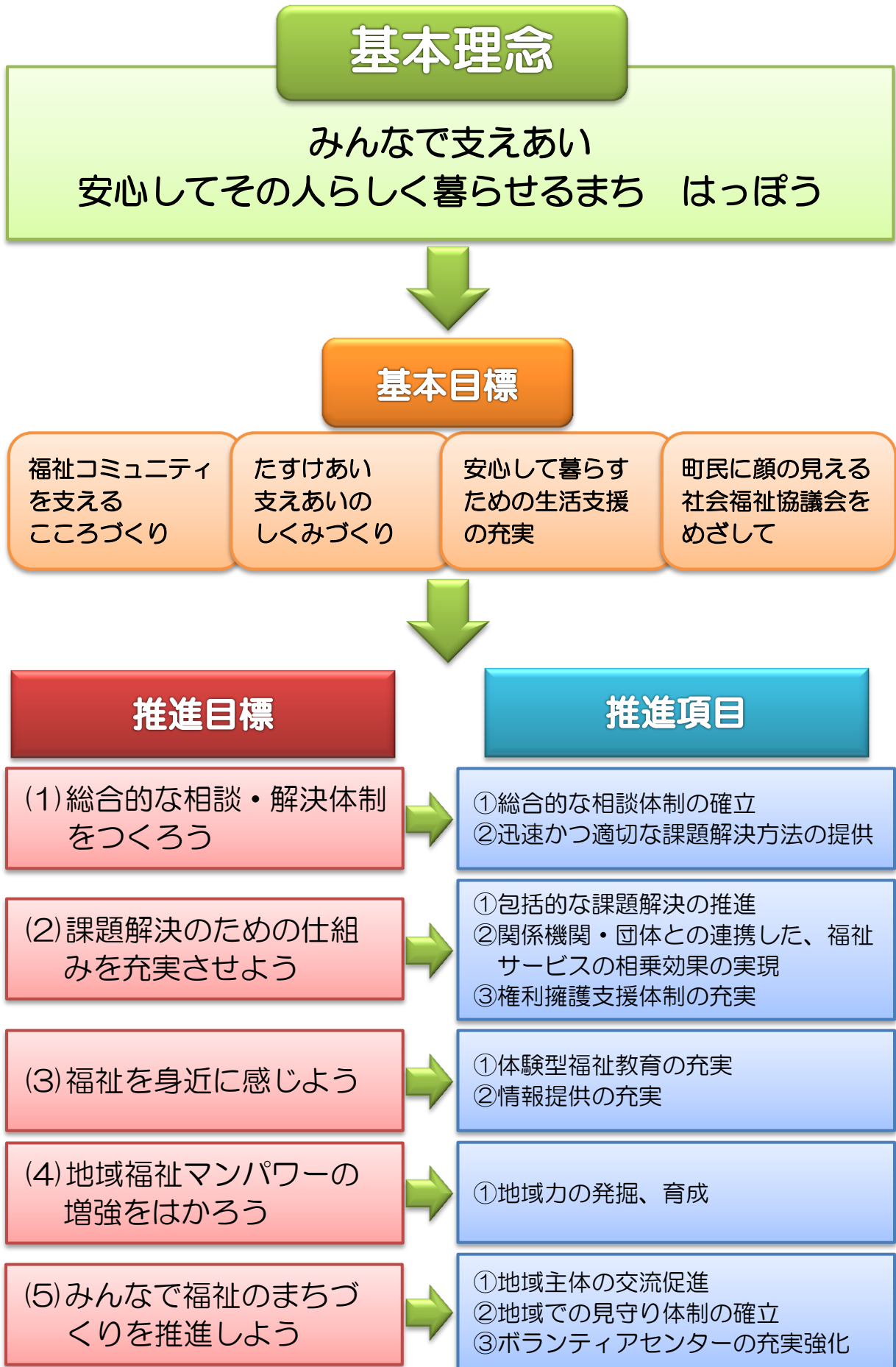
これらの目標を実現するために、具体的な取り組みを位置付け、地域福祉を推進していきます。

3. 推進目標

基本理念・基本目標を踏まえて、本会が推進すべき目標を、次の5つに定めます。

- 推進目標1：総合的な相談・解決体制をつくろう
- 推進目標2：課題解決のための仕組みを充実させよう
- 推進目標3：福祉を身近に感じよう
- 推進目標4：地域福祉マンパワーの増強をはかろう
- 推進目標5：みんなで福祉のまちづくりを推進しよう

4. 計画の体系図



5. 地域福祉活動計画の施策の展開

(1) 推進目標1：総合的な相談・解決体制をつくろう

核家族化や個人の価値観の変化・多様化等により、町民の地域での関わり合いが少なくなる一方、町民の抱える生活上の課題は複雑化・多様化しています。そのため、課題解決のために誰に頼るべきか、どこに相談すべきかといったことが分からず、問題が深刻化してしまうことも少なくありません。

八峰町社会福祉協議会では、町民にとって気軽に訪れられる・相談できる窓口を広げ、一人ひとりの困りごとの解決に向けた相談体制の充実を図ります。

① 総合的な相談体制の確立

○ 現状と課題

今後の相談体制に求められることとして、多様で複雑な問題を抱えた町民が適切な専門相談窓口案内されるための仕組みがあることや、専門性を広げより多様な問題に対応できること、問題解決の手法として個々の問題への支援だけでなく専門窓口等が連携し課題解決までの包括支援ができることなどが考えられます。

近年、相談件数は増加しており、気軽に相談できる仕組みづくりに努めた結果から、困りごとなどを抱える多くの町民の利用が促進されています。しかしながら、地域コミュニティの希薄化が進んでいることから、問題を抱えていても周囲から気づかれない、本人はどこにも相談できず悩んでいるなど、支援の手が必要であるにも関わらず相談件数として現れていない町民もいることにも留意しなければなりません。

○ 取組みの方向

- ・ 相談窓口の情報提供を積極的に行い、どの専門窓口を利用して良いかわからない町民にも安心して相談していただける窓口を目指します。
- ・ 多様で複雑な問題を抱えた町民に、適切な相談窓口へと案内できるよう、相談専門員の充実や職員の資質向上を図り、「総合相談窓口」としての機能を高めます。
- ・ 専門機関や関係機関など複数の担当部署との連携を強化し、相談内容に応じた適切な窓口へとつなぐことや、継続的・包括的に解決できる機能を強化します。
- ・ 自治会・町内会長や民生委員・児童委員等と協働し、身近な地域での相談活動を充実します。

○ 活動目標

- ・ 専課題解決の「総合案内」を目指します。

○ 推進項目

- ・ 専門機関、福祉関係機関との連携強化
- ・ 相談員や職員の資質向上と情報共有化の推進

○ 町民へのお願い



どこに聞いたらいいか迷ったら、まずは相談してください。

○ 年次活動計画

事業	事業内容	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
心配ごと相談事業	町民の日常生活上のあらゆる悩みの相談に応じ、問題が解決されるよう適切な助言や援助を行う。 ・常任相談員連絡会を開催し、事例等情報交換を図り連携を強化する ・社協職員による「出張・心配ごと相談」を年数回開設する					
コミュニティワーカー（CSW）による総合相談支援	専門機関、福祉関係機関などの様々な社会資源を活用し、町内の支援を必要とする方に対し「見守り・発見・相談・サービスへのつなぎ」などの業務を行う。 ・地域に出向くことで、住民の困りごとを早期に発見し、公的なサービスや住民活動による支援に結びつくよう調整を行う ・関係機関や地域団体のネットワーク化を図り、地域の課題解決力を向上させる ・個別支援、地域支援を通じて蓄積された支援方策を基に、新たなサービスの提案や仕組みづくりを行う					
地域包括支援センターによる総合相談支援事業	高齢者に関する幅広い相談を受け付けるとともに、介護、医療、福祉、保健など、さまざまな制度や地域の社会資源の紹介等を行う。					
なんでも受ける相談体制づくり	福祉に関する相談は、なんでも受ける体制づくりを行う。					

② 迅速かつ適切な課題解決方法の提供

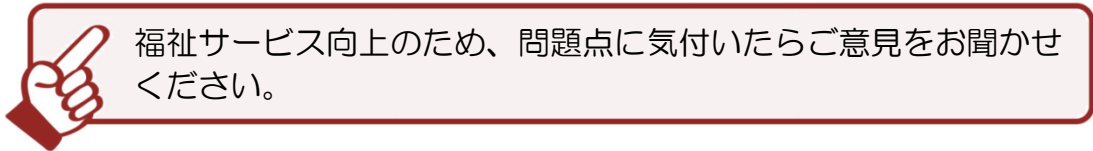
○ 現状と課題

地域の福祉サービスがより良いものへと変化していくためには、サービス提供者の自助努力だけでなく、利用者からの苦情を通じてサービスの質を向上させることも大切です。そのためには、利用者にとって苦情の申し出をしやすい環境を整えることと、苦情の申し出を通じてサービスがより向上するという期待を利用者が感じられるような体制づくりが必要です。

○ 取組みの方向

- ・ 地域住民の信頼をより高め、関係機関との連携を図り、苦情に対する共通認識をもって、苦情解決責任者と受付担当者だけの問題でなく、苦情を解決するための体制を充実させます。
- ・ 苦情解決体制の整備の推進と苦情の円滑な解決を目的に、第三者委員を設置し、客観的な視点と表面化しにくい利用者の声を取り入れ、適切なサービスが提供できるよう努めます。
- ・ 苦情解決体制のみでは問題解決が図れない、もしくは困難な場合、秋田県社会福祉協議会の設置する福祉サービス運営適正化委員会との連携を図り、適切な対応を行います。

- 活動目標
 - ・ 気軽に苦情を受付けできる体制をつくり、福祉サービスの向上を図ります。
 - ・ 第三者委員を通じ、より利用者に寄り添った解決方法を目指します。
- 推進項目
 - ・ 関係機関との連携強化
 - ・ 苦情解決体制の充実
- 町民へのお願い



○ 年次活動計画

事業	事業内容	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
関係機関との連携	福祉サービス運営適正化委員会や関係機関・団体と連携を図り、苦情を適切に解決する。	継続・実施				
苦情解決体制の充実	苦情への対応が単なる苦情解決ではなく、システムに則して、八峰町社会福祉協議会全体で苦情解決を行い、全職員が共通の認識をもって解決するための体制を充実させる。	継続・実施				

(2) 推進目標2：問題解決のための仕組みを充実させよう

八峰町社会福祉協議会では、複雑化・多様化した町民の個々のニーズに応じた生活支援の強化・充実を目指すとともに、地域の福祉課題の解決を図るために、具体的な事業の展開を図っています。今後も、町民が必要なときに安心して利用でき、その人の状況に応じた福祉サービスの充実を図り、すべての町民の自立を支援する取組みや体制を強化します。

また、地域の福祉の担い手と関係機関・団体、行政等との連携を強化することで、新たな福祉サービスの創出を検討するなど、誰もが安心してサービスが利用できる体制づくりに取り組めます。更に、認知症や知的障がい・精神障がい等により判断能力が十分でない方にも、権利擁護のサービスを通じその地域で安心して暮らしていくための支援をします。

① 包括的な課題解決の推進

○ 現状と課題

町民の生活課題が多様化している現在、必要とされる福祉サービスもまた多様化しています。町民が地域において生きがいをもって心豊かな生活を送り続けるためには、これら生活課題を解決する福祉サービスの利用を積極的にしていかなければなりません。

また、生活課題が複雑化している現在、生活課題をひとつずつ見ていくのではなく、課題を抱えた人が自立するまでに必要な福祉サービスとは何か、といった包括的な支援も考えて行く必要があります。また、格差社会の広がりによ

り増加している生活困窮者や、就労までに課題の多い障がい者への支援は留意する必要があります。

八峰町社会福祉協議会では、さまざまな課題に対応すべく福祉サービスの充実に取り組んでいますが、それだけではなく、行政をはじめ社会福祉法人・NPO法人・民間企業等福祉サービスを提供する多くの主体と連携及び協働し、サービス提供体制の充実を図る必要があります。

○ 取組みの方向

- ・ 八峰町民生児童委員協議会に対して、町民とのパイプ役としての協力を求め、地域での生活を支援します
- ・ 八峰町社会福祉協議会で実施している「福祉サービス事業」を充実します。
- ・ 実施機関や関係機関・団体、行政との連携を強化し、地域に必要な「共助」による福祉サービスの創出を検討します。
- ・ 包括的な課題解決を通じて、支援の必要な人の自立を図ります。

○ 活動目標

- ・ 有効な福祉サービスを組合せ、地域で自立した生活を送れるよう支援します。

○ 推進項目

- ・ 日常生活支援の充実
- ・ 福祉サービスの情報提供の充実
- ・ 八峰町民生児童委員協議会等、関係機関・団体との協働の強化
- ・ 自立までの包括的な支援体制の充実

○ 町民へのお願い



地域で日常生活に支援が必要と思われる人がいたら、相談につなげてください。



○ 年次活動計画

事業	事業内容	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
たすけあい資金貸付事業	町内に在住し、生活費、医療費等一時的に生活が困難な低所得世帯に対して資金の貸付を行う。	継続・実施				
生活福祉資金貸付事業	生活に不安を抱えた低所得、障がい者及び高齢者世帯に資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、経済的自立や生活意欲の向上を図る。	継続・実施				
ミニデイサービス事業	閉じこもりがちな高齢者及び要介護状態になるおそれのある高齢者に対し、通所型サービスを提供することにより、社会的孤立感の解消と自立生活の助長の促進を図る。 ・利用者の身体状況の変化を敏感に察知し、他のサービスへスムーズに移行できるよう支援する ・要介護状態への進行防止のため、事業内容の充実と利用者の意向に沿ったサービス提供を目指す	継続・実施				
公共交通空白地有償運送事業 【町補助事業】	公共交通空白地（大信田・埜・仲村・横内）の住民等を対象として、移動制約者や免許返納者等の交通弱者に対する移動支援を実施する。 ・事業内容の拡充と他自治会での事業提供等の要望への検討を行い、サービスの向上と拡充を目指す ・既存の公共交通や町等が実施する交通施策と併せた効果的な運用を模索する	継続・実施				
生きがい活動支援通所事業 【町委託事業】	高齢者を対象に、通所介護施設等において趣味活動等の各種サービスを提供することにより、自立生活の助長、社会的孤立の解消、心身機能の維持向上を図り、もって要介護状態への進行を予防する。 ・活気ある場づくりへの工夫 ・新規利用者の確保のため、事業の周知と活動メニューの充実を図る	継続・実施				
外出支援サービス事業 【町委託事業】	在宅生活者で、歩行困難等により公共交通機関を利用して医療の受診等を受けることができない方に対し、福祉車輛による移送支援サービスを提供する。 ・運転手（ボランティア）の確保と育成 ・外出困難者の在宅生活を支えるシステムづくりの強化 ・移送範囲（医療機関以外）の拡大等の検討	継続・実施				
軽度生活援助事業 【町委託事業】	ひとり暮らし高齢者等の在宅での自立した生活の継続を可能にするため、日常生活における軽易な援助を地域住民による作業登録員（主にシルバー人材センター会員）が行う。 ・作業依頼や利用回数の増加に伴う登録作業員の確保の強化 ・利用者のニーズに沿ったきめ細やかな対応	継続・実施				

事業	事業内容	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
居宅介護支援事業	介護支援専門員（ケアマネジャー）が居宅介護サービス計画（ケアプラン）を作成し、その計画に基づいて介護サービスの提供が確保されるように各介護サービス事業者との連絡調整を行う。	継続・実施				
訪問介護事業	訪問介護員（ホームヘルパー）が居宅を訪問し、入浴介助・清拭・洗髪・排泄・食事・衣服の着脱・通院等の身体介護、調理・洗濯・掃除・買い物等の生活援助を行う。	継続・実施				
生活支援体制整備事業 【町委託事業】	高齢者等が住み慣れた地域でつながりや生きがいを持ちながら生活できるように、住民や関係機関、団体等が助け合い活動のネットワークを構築し、それぞれの持ち味を活かした生活支援・介護予防サービスの充実を図るとともに、支え合いの体制づくりを推進する。 ・福祉や助け合い、居場所づくりへの興味・関心をもっていただくために「福祉まつり（仮称）」を開催する（2019年度より新規） ・同じような取組みをしている事業担当者や団体とのネットワークづくり ・地域のニーズ把握のために住民座談会への出席や出張相談所の開設に取り組む ・男性が参加しやすい居場所づくりの検討	継続・実施				
介護予防支援事業 【地域包括支援センター事業】	要支援1、要支援2、事業対象者と認定された方に、心身の状況、そのおかれている環境等において、適切なサービスが多様な事業所から総合的かつ効率的に提供されるよう検討し、ケアプラン作成を行う。	継続・実施				
包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 【地域包括支援センター事業】	高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、包括的かつ継続的に支援するため、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行う。	継続・実施				
地域ケア会議の開催 【地域包括支援センター】	福祉・保健・医療に関する専門的知識を有する者や関係機関及び関係団体により構成される会議を月2回開催し、包括的・継続的ケアマネジメント業務の効果的な実施を図る。	継続・実施				
在宅医療・介護連携推進事業 【地域包括支援センター事業】	在宅医療と地域の医療・介護関係者の連携を推進するために、医療・介護・福祉に携わる多職種を対象とした多職種連携研修会を開催する。 ・専門職同士によるお互いに顔の見える関係づくり ・住み慣れた地域で安心して在宅生活を送れる仕組みづくり	継続・実施				

② 関係機関・団体との連携した、福祉サービスの相乗効果の実現

○ 現状と課題

八峰町社会福祉協議会では、地域の様々な機関と連携し、町民の福祉ニーズにきめ細やかに対応するため、具体的かつ的確な福祉サービスの充実に努めてきました。

今後も、増大・多様化が予想される福祉ニーズにきめ細やかに対応するため、また、福祉サービスの組み合わせによる相乗効果の向上を目指し、多様な機関・団体と連携・協働し、より効果的な活動を推進します。

○ 取組みの方向

- ・ 町民に身近な存在である自治会・町内会長、八峰町民生児童委員協議会、福祉員、ボランティア団体との連携と協働を基本とした事業を推進します。
- ・ 多様な機関・団体との交流を図るための場づくりを推進します。
- ・ 社会福祉法人による地域における公益的な取組みや企業の社会貢献活動が広がるよう支援します。

○ 活動目標推進項目

- ・ ネットワークを強化し、課題解決に必要な情報の共有に努めます。

○ 推進項目

- ・ 関係機関・団体との連携と協働の強化
- ・ 地域における機関・団体との交流促進
- ・ 社会福祉法人や企業による地域における公益的な取組みの促進

○ 町民へのお願い



地域のネットワークに積極的に参加してください。

○ 年次活動計画

事業	事業内容	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	
関係団体との連携	地域福祉推進のため、自治会・町内会長、民生児童委員協議会、福祉員、地域のボランティア団体、NPO 法人、各福祉団体、社会福祉施設等と情報を共有し、効率的に支援ができるように連携を図る。	継続・実施					
社会福祉法人の地域における公益的な取組みの相談・支援	社会福祉法人からの相談に基づき、社会福祉法人による地域のニーズに合った「地域における公益的な取組み」が広がるよう支援する。	継続・実施					
企業の社会貢献活動への相談・支援	企業による社会貢献活動が広がり、企業の持つ力が地域づくりに活かされるよう、社会貢献活動の提案と企業の取組みの参考となるような情報の収集を行う。	継続・実施					

③ 権利擁護支援体制の充実

○ 権利擁護を取り巻く現状と課題

悪質商法の被害や、財産や人権を侵害された事件が後を絶ちません。そのような、判断力の低下した高齢者や障がい者の権利を守る制度として第二種社会福祉事業である「福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）」や、民法による「成年後見制度」があります。

八峰町社会福祉協議会では、日常生活自立支援事業を実施していますが、将来的に利用者数の増加に伴う生活支援員や専門員の不足が課題となることが予想されます。また、法人として成年後見人の業務を担う「法人後見」や町長の申立による受任体制も十分ではありません。

そこで、切れ目のない継続した支援を実施していくため行政と連携し、権利擁護業務に従事する専門性の高い人材（社会福祉士や精神保健福祉士など）を継続的に確保・養成し、「八峰町権利擁護センター（仮称）」の設置について検討し、権利擁護の多層的な支援をめざしていく必要があります。

核家族化と超高齢社会を迎えた現在、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者などの増加も進んでおり、成年後見制度を利用した権利が保障されるシステムの整備が求められています。さらに、そのための指針として、国も各種法整備を進めています。

○ 取組みの方向

- ・ 認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などで判断能力が不十分な方で、自分ひとりで契約などの判断をすることが不安な方や金銭管理に困っている方に、安心して社会生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助、お手伝いをします。（日常生活自立支援事業）
- ・ 成年後見等の相談から申立の支援まで対応できる体制づくりを推進します。
- ・ 成年後見制度の仕組みについて町・社協をはじめ関係する専門職の知識を深めると共に、地域住民への制度の周知を図ります。

○ 活動目標

- ・ 判断能力が低下しても日常生活自立支援事業や成年後見制度を利用し、安心して地域生活が送れるよう行政、関係機関との連携を強化しながら、権利擁護活動の充実を図ります。

○ 推進項目

- ・ 増加する利用希望者に対応するための事業実施体制の構築
- ・ 生活支援員確保の取組み強化の推進
- ・ 行政、関係機関と連携・協働した成年後見制度の利用促進

○ 町民へのお願い



権利擁護に関する研修会に積極的に参加し、権利擁護支援の仕組みの理解に努めましょう。

○ 年次活動計画

事業	事業内容	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
日常生活自立支援事業	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力が十分でない方を対象に、福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理、書類預り等を行う。 ・住民に対する事業説明、役場窓口へのパンフレット配置等を依頼し、事業の周知を図る					
成年後見制度普及啓発事業 【2019年度より新規】	成年後見制度の利用促進のため、地域住民を対象とした研修会の実施及び各種普及啓発活動を行う。					
虐待防止・早期発見等権利擁護事業 【地域包括支援センター】	悪質商法などの被害防止と対応、高齢者虐待の早期発見と防止、成年後見制度の手続き支援など、高齢者の権利が侵害されないように支援を行う。 ・地域の状況把握に努めるとともに、各種関係機関との連携を図り、適切かつ迅速に対応する取組みを行う					

(3) 推進目標3：福祉を身近に感じよう

住民アンケートでは、福祉サービスに関する情報の入手先として、「社会福祉協議会」「地域包括支援センター」等と回答した市民は、そう多くはないという結果がありました。

福祉の情報が伝わり、実際の活動につながるには、①市民の興味を引き出し、②市民の興味がより深められ、③興味が実際の活動につながりやすい仕組みがあることが必要です。

八峰町社会福祉協議会では、ボランティア体験等を通じた市民の興味を引き出す工夫や、多様な情報提供の方法を通じ、それぞれの市民が欲しい福祉情報を簡単に得られる仕組みを用意することで、実際の福祉サービスの提供や市民の福祉活動の参加へとつながりやすい環境を整備します。

① 体験型福祉教育の充実

○ 現状と課題

今後の地域福祉には、一人ひとりが担い手かつ受け手であるという意識を持つこと、老若男女全ての市民が参加することが求められています。特に、福祉の概念の定着は子どもの頃から育てることが重要です。

そのため、大人に対する福祉意識向上を目的とした教育だけでなく、子どもに対する福祉教育の充実や福祉活動の体験の機会の提供等が必要です。また、それらの活動が円滑に行われるよう、教育者の養成や指導力の向上などの支援も同時に必要とされています。

○ 取組みの方向

- ・ 市民が福祉について学んだり、話し合ったりする機会を充実します。
- ・ 福祉の概念の定着は子どもの頃から育てることが重要であるため、子どもを対象とした福祉教育を充実します。
- ・ 市民による福祉教育の活動を支援します。

○ 活動目標

- ・ 体験型の福祉教育を充実し、市民の参加意識を高めます。

- 推進項目
 - ・ イベント等の福祉啓発活動の充実
 - ・ 福祉教育の充実
- 町民へのお願い



八峰町社会福祉協議会が企画するイベントや講座などに参加して、支援が必要な方への理解を深めましょう。

- 年次活動計画

事業	事業内容	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
福祉啓発イベントの充実	社会福祉大会、福祉まつり、福祉教育、体験学習等の実施により、地域の福祉意識の向上を図るとともに福祉啓発を行う。	継続・実施				
福祉教育へのサポート	総合学習等の時間に福祉教育を取り入れていただくために、学校にボランティア団体や専門職員などを派遣する。	継続・実施				
ボランティア講座、福祉教育での啓発	ボランティアセンター事業等で実施する各種養成講座や福祉教育を通じ、地域の福祉意識の向上を図るとともに福祉啓発を行う。	継続・実施				

② 情報提供の充実

- 現状と課題

福祉サービスへの需要増大や、多様化・複雑化している課題への対応方法として、地域の住民の助け合いである「互助」の精神を高めることや、住民主体の組織的な課題解決である「共助」を活発にしておくことが期待されています。そのため、継続的な情報提供を通じて啓発活動を推進していくことで、地域で活躍する町民を増やしていく必要があります。

また、世代や生活環境・文化等の違いにより、受け手にとって受け取りやすい情報提供手段は異なります。さまざまな町民に対し、広く情報を伝えるには、色々な情報提供手段を常に検討しなくてはなりません。

更に、高齢者や障がいのある人にとっては、福祉サービスの情報は特に必要とされるため、情報提供手段の拡充には特に留意する必要があり、地域との関わりを介した情報提供なども考慮する必要があります。

- 取組みの方向

- ・ 正確で信頼できる情報提供の充実を図ります。
- ・ 地域住民の生きた情報提供力を育てるための取組みを推進します。
- ・ 町民が必要としている情報を把握し、発信します。
- ・ 障がいのある人等に配慮した情報提供を充実します。
- ・ 子どもからお年寄りまですべての町民を対象とした啓発活動を、身近な地域で展開します。

- 活動目標

- ・ 町民にわかりやすい情報提供ツールを増やします。

- 推進項目
 - ・ 社協だより、ホームページ、SNS等の充実
 - ・ 情報収集のための組織体制の整備
- 町民へのお願い



福祉サービスに関する情報を地域で共有し、有効活用しましょう。

- 年次活動計画

事業	事業内容	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	
社協だよりの発行	社協だより「つながり」年2回発行。 八峰町社会福祉協議会事業等の情報を掲載する。	継続・実施					
ホームページの公開	八峰町社会福祉協議会事業紹介や福祉に関する最新情報を随時掲載する。	継続・実施					
ボランティアに関する情報提供 【2019年度より新規】	ボランティア情報紙を発行し、ボランティアに関する情報等を町民に周知する。	新規・実施					
社協リーフレットの作成 【2019年度より新規】	八峰町社会福祉協議会で実施している事業についての内容や実施方法などを記載したリーフレットの作成を行うとともに町内の全世帯に配布する。	新規・実施					

(4) 推進目標4：地域福祉マンパワーの増強をはかろう

複雑化・多様化した町民の生活上の課題を解決するためには、多くの福祉活動主体が協働し、個々に対し横断的な福祉サービスが提供されることが必要です。また、課題を抱えた町民を適切な福祉サービスへと導くためには、地域に根ざした福祉の担い手やゲートキーパーの存在が不可欠です。

このため、現在の福祉活動組織・団体に加え、その活動規模の拡大とともに、地域に根ざした新たな福祉人材の発掘・育成が求められています。

八峰町社会福祉協議会では、地域特有のニーズを捉え、地域の多様な人材や社会資源を活用した創意工夫のある施策を推進し、地域の福祉力を育てるための取組みを推進します。

① 地域力の発掘、育成

○ 現状と課題

「我が事・丸ごと」の「地域共生社会」を実現するためには、支援を必要とする人の身近に担い手が存在する社会を作ることが必要です。特に生活課題が多様化・複雑化している現在、支援を必要としている人に寄り添いながら課題を把握でき、かつさまざまな主体の提供する福祉サービスへとつなぐことのできる人材が求められています。

また、町内の地域コミュニティの多くは、高齢化や後継者不足、参加者の固定化・減少等により地域活動に関わる人材不足が大きな問題となっています。


このため、地域内の人と人との交流を促進・活発化させることにより、多様な人材を地域活動に参加させ、地域コミュニティの「個々の力」の拡大と強化を図ることが重要となります。

- 取組みの方向
 - ・ 地域に潜在する幅広い福祉人材を発掘します。
 - ・ 地域の高齢者等がこれまでに培った知識や経験等を積極的に活かし、担い手を育成します。
 - ・ 地域福祉活動の実践者や社会福祉施設従事者、専門的な知識や技術を有する人材を発掘し、地域福祉推進のリーダーとして支援します。
 - ・ 継続的な地域福祉環境を構築するために、関係機関・団体、行政等と協働し子ども、働き盛り世代を中心とした福祉啓発を充実します。
 - ・ 多世代が普段から集まり、自然に語り合うことができる「多世代交流カフェ」等の設置を推進し、多世代交流と地域コミュニティの活性化を図ります。
 - ・ 自主事業の実施や公募事業への参加等、地域活動に必要な資金の調達手段や支援情報等の提供の充実を図ります。

- 活動目標
 - ・ 町民一人ひとりの知識や経験等を活かした福祉人材の発掘・育成を推進します。

- 推進項目
 - ・ 知識や経験豊富な人の発掘と福祉活動への参加を促進
 - ・ 地域住民との連携と協働の強化
 - ・ 多世代が暮らしやすく活躍しやすい地域コミュニティづくりの推進

- 町民へのお願い

 自分にできることを、できる範囲で、地域のために活動してください。

○ 年次活動計画

事業	事業内容	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
福祉員活動の推進	小地域における福祉活動を促進するため、自治会・町内会長や民生委員と協力し、地域の問題の発見と解決に向けた取り組みを行う福祉ボランティアの育成と活動を支援する。 ・自治会長、民生委員との合同による地域福祉推進会議の開催 ・視察研修及び内部研修の実施				→ 継続・実施	
地域福祉づくりの担い手の発掘・育成	専門知識や経験を有する団塊の世代を発掘し、活躍できるよう支援する。地域に潜在する幅広い福祉人材を育成し、必要とされている担い手を育てる。				→ 継続・実施	

(5) 推進目標5：みんなで福祉のまちづくりを推進しよう

それぞれの事情を抱えたすべての地域住民が、住み慣れたその地域で安心して暮らしてゆくために大切なことは、住民同士が日頃からふれあいお互いを理解し合うことを基盤とし、互いに支え合い・助け合う関係のある地域である必要があります。

また、こうした地域生活の中から生まれる一人ひとりの「福祉力」を生かし、地域の絆づくりやボランティア活動などの地域福祉活動に発展させることも必要です。

八峰町社会福祉協議会では、すべての町民が身近な地域で気軽に交流が行える場を充実させるとともに、町民一人ひとりの福祉力の向上を目指し、自主的な福祉活動を促すためにボランティアセンターの機能等、活動拠点の強化を図ります。

① 地域主体の交流推進

○ 現状と課題

地域の互助や共助による福祉サービスの活性化は、その地域に住む町民一人ひとりが地域活動などを通じて周囲と関わりをもち、地域社会の一員であることを自覚することからはじまります。よって、参加しやすい地域活動、地域の人の共通のテーマの活動や、地域の人々の協働活動の推進等が求められます。

○ 取組みの方向

- ・ 子育てサロンの支援やふれあい・いきいきサロン等の交流事業を充実します。
- ・ ふれあいの場や機会を充実し、ひとり暮らし高齢者や障がいのある人、子育て家庭等の孤立防止を図ります。
- ・ 誰もが気軽に参加しやすい交流活動を推進します。
- ・ 介護予防や介護者の健康維持を図るための交流活動を充実します。

○ 活動目標

- ・ より地域に密着した住民が主体となった居場所づくりを推進します。

○ 推進項目

- ・ 各種サロン活動の推進
- ・ ふれあいの場の充実

○ 町民へのお願い



地域ので、自分たちの居場所づくりをしましょう。



○ 年次活動計画

事業	事業内容	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
ふれあいいきいきサロン助成事業	地域住民が主体となって取組む「共にふれあい支え合う場づくり」の活動を支援し、住民の不安や孤独の解消、閉じこもりの防止と介護予防の推進を図る。 ・サロン新規立ち上げのための組織づくりへの支援 ・既存の活動（一部団体によるサロン）を地域活動へ移行するための支援 ・サロン活動内容の充実と世話人等研修会の実施					
地域ぐるみ支え合い福祉活動事業	高齢者等の生きがいと社会参加を促し孤立を防ぎ、地域ぐるみの活動を行うことで地域の連帯感やボランティア活動の向上を図る。 ・事業実施のための世話人や個人ボランティアの確保と協体制づくり ・事業内容の多様化に向けた活動メニュー、講師の開拓 ・活動実績のない地域へのアプローチ					
ひとり暮らし老人交流会の開催	峰浜地区の65歳以上のひとり暮らし高齢者で閉じこもりがちの方を対象に交流の場を提供する。 ・新規利用者の確保のための周知を図る ・利用者の意向に沿った活動メニューの充実を図る					
高齢者の健康づくり・仲間づくり事業	ユニカールによる交流の場を提供し、高齢者の冬場の健康づくりと体力の維持・増進、孤独の解消と閉じこもりの防止を図る。 ・老人クラブ会員以外の方にも参加していただけるよう積極的な働きかたと事業の周知を図る					
八峰町社会福祉大会の開催	社会福祉の功労者、善行者を顕彰するとともに、社会福祉活動の推進を図る。					
介護予防・生活支援の拠点「まめで・ら・サロン」の開設 【2019年度より新規】	65歳以上で介護認定を受けていない方を対象とした運動サロンを、2グループ・隔週交代により社協トレーニングルームで開設する。高齢者向けトレーニングマシン等の使用による「身体機能の維持・向上」と、参加者同士の交流の場による社会参加の拠点づくりを目的として実施する。					
介護予防教室 【地域包括支援センター】	地域の集いの場において、自宅でも実施可能な介護予防の知識や実践を学び、継続的かつ自発的に介護予防を行えるようになることを目的として実施する。 ・地域住民の興味・関心を引き出すための内容の工夫 ・日常生活における健康上の悩み相談の実施					
家族介護教室事業 【地域包括支援センター】	高齢者を在宅で介護している家族が、介護の基本的な知識及び技術を習得することで、介護負担の軽減につながる内容の教室を開催する。また、介護者相互の交流会等を開催する。					

② 地域での見守り体制の確立

○ 現状と課題

地域には、安心して暮らすために支援が必要な人がいます。特に災害時に安全に避難することが難しい人、子育てをしている家庭、持病がある人、ひとり暮らしの高齢者等に対しては、地域の見守りや支え合いを通じた福祉サービスが必要です。

また近年では、認知症高齢者の増加、高齢者の所在不明問題や孤立死、虐待やDVなどの新たな社会問題も深刻化しており、地域社会全体での見守り活動が必要になっています。

○ 取組みの方向

- 一人ひとりの町民、自治会・町内会長、八峰町民生児童委員協議会、福祉員、関係機関・団体、行政等、地域全体の協働による見守り体制の整備、支え合いのまちづくりを推進します。

○ 活動目標

- 隣近所で見守り合う体制づくりを推進します。

○ 推進項目

- 地域の支え合い活動の推進
- 地域の見守り活動の推進
- 要援護者避難支援計画づくりの推進

○ 町民へのお願い



自分の周りに支援の必要な人がいるか注意してみましょう。

○ 年次活動計画

事業	事業内容	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
小地域福祉ネットワーク活動	小地域を単位として要援護者一人ひとりに近隣の人びとが見守り活動や援助活動を展開し、要援護者の安否確認とニーズ把握、小地域における助け合いのシステムを構築する。 ・要援護世帯ネットワーク表の作成及び更新 ・サービス利用状況や入所情報など、福祉関係者との情報共有の強化を図る				→ 継続・実施	
地域福祉懇談会の開催	地区毎に福祉懇談会を開催し、福祉活動の取組み状況を報告するとともに、地域の問題・課題等の実態把握と福祉ニーズの掘り起こしを図る。 ・地域の特徴ある取組み事例の紹介 ・地域課題をテーマとした研修会の実施 ・自治会、町内会との連携強化と地域の孤立世帯等への見守り体制の強化				→ 継続・実施	

事業	事業内容	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
ふれあい安心電話 事業 【町補助事業】	高齢者のみ世帯や障がい者世帯を対象に、病気や事故、火災などの緊急通報や相談対応を24時間体制で対応し、安全安心の確保と利用者とのふれあいを図る。 ・事業利用対象者の拡大及び新規利用者の確保 ・中央受信センター（県社協）のシステム廃止（2022年度～）に伴う関係者への周知・徹底 ・利用者及び協力員、関係者による「おたすけネット会議」の開催					
ひとり暮らし老人 等見守り事業 【町委託事業】	在宅のひとり暮らし老人等の世帯を定期的に訪問し、日常生活状況の確認及び指導・助言等を行うことにより、健康状態等の急激な悪化等を可能な限り予防する。 ・事業利用対象者の把握及び事業周知の徹底 ・事業利用対象者の拡大（現状より20%増）に努める					
認知症施策推進 事業 【地域包括支援センター】	認知症になっても本人の意思が尊重され、住み慣れた地域で暮らし続けられるために、認知症の人への効果的な支援とその家族に早期に関わる体制づくりを行う。 ・早期診断、早期対応に向けた支援体制の構築（認知症初期集中支援チームの配置） ・地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を図る（認知症地域支援推進員の配置） ・医療、介護及び生活支援を行うサービスが有機的に連携したネットワークづくり					
災害時要援護者避難 支援制度に基づく要 援護者個別計画の情 報の共有と活用	「八峰町災害時要援護者避難支援連絡会議」の一員として、高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方の情報の共有化等を図るとともに支援対策を推進する一役を担う。					


③ ボランティアセンターの充実強化

○ 現状と課題

町民の地域社会の一員としての意識が、具体的な行動として結実するためには、受け皿となるボランティア団体等の組織が必要です。また、より広く町民に参加してもらうべく、ボランティア参加のための敷居を低くすること等も必要です。

現在、地域の福祉ニーズが多様化しており、特に身近な地域で提供される必要のある、日常の支援に対するニーズが高まっています。

- 取組みの方向
 - ・ ボランティア相談機能の充実を図り、ボランティアセンターの機能を強化します。
 - ・ 誰もが気軽にボランティア活動に参加できる環境を整備します。
 - ・ 福祉ニーズに合ったボランティア養成講座を充実します。
 - ・ 専門性を高めたボランティア活動を充実します。
- 活動目標
 - ・ ボランティアを開拓・育成し、コーディネート機能を強化します。
- 推進項目
 - ・ ボランティアセンター機能の強化
 - ・ ボランティア活動の支援の強化
 - ・ ボランティア講座・研修の充実
- 町民へのお願い



自分のために、地域のために、あなたの力をボランティア活動に活かしてください。

○ 年次活動計画

事業	事業内容	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
ボランティアセンター運営事業	ボランティアに関する相談、登録・紹介、啓発、情報提供及びボランティア団体への支援、ボランティア活動保険の受付業務を行う。 ・ 依頼者の多様なニーズやボランティア登録者の悩み相談等に広く対応できるボランティアセンターを目指す。	継続・実施				
各種ボランティア養成講座	社会福祉施設や地域でボランティア活動を実践する人材育成のため、ニーズに応じた養成講座を随時開催する。	継続・実施				
ボランティア研修会	ボランティア活動実践者や興味のある町民に向け、ボランティアへの認識やその重要性を知ってもらい、ボランティアへの意識の高揚を図るため開催する。	継続・実施				
災害ボランティアセンター設置訓練 【2019年度より新規】	大規模災害発生時にボランティア活動の拠点となる災害ボランティアセンターの円滑な設置及び効果的な初動づくりのための訓練を行政防災担当課職員とともに実施する。	実施		実施		実施



第3章 計画の推進にあたって

1. 計画の推進主体

本計画の推進主体については、本会が中心になり、自治会・町内会をはじめ、民生児童委員協議会、社会福祉法人などの地域福祉に関わる関係機関・団体、地域住民、行政等と連携・協働しながら、計画的に地域福祉を推進します。

2. 計画の進行管理

本計画の進行管理については、2021年度及び計画の最終年度（2023年度）に計画の取組み状況の把握・点検・評価を実施し、計画の適切な進行管理を行います。

評価結果については、「八峰町地域福祉計画・地域福祉活動計画推進会議（仮称）」において報告し、必要に応じて改善措置を講ずるなど、適切な進行管理に努めます。

また、社会経済情勢の変化や国の施策等の動向を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

さらに、本計画の進捗状況を本会ホームページなどの情報媒体を活用して公表します。



資料編



資料1 地域福祉に関するアンケート調査

【対象者】 八峰町自治会長

【実施日】 平成30年5月

【回収率】 82.4%（自治会長34名中回答数28名）

調査結果

1 住民同士のつながりや支え合いを感じていますか。

いつも感じている	12人	42.9%
時々感じている	15人	53.5%
感じない	1人	3.6%
計	28人	

2 あなたの地域では、暮らしやすくなるようみんなで取り組んでいるように感じますか。

いつも感じている	10人	35.7%
時々感じている	13人	46.4%
感じない	5人	17.9%
計	28人	

3 地区の活動や行事への参加者は、どうですか。

みんな参加してくれる	18人	64.3%
地域活動への意識が薄い	6人	21.4%
移動が困難で参加できない	1人	3.6%
その他	3人	10.7%
計	28人	

- ◎その他意見
- ・ 少子高齢化で活動しにくい。
 - ・ 町営住宅の人々は、何を考えているのか分からない。
 - ・ 参加者が固定化傾向にある。

4 将来どのような地域になると良いですか。（複数回答可）

みんなが助け合い隣近所仲の良い地域	25人	89.3%
いつまでも健康で暮らせる地域	19人	67.9%
介護が必要になっても安心して生活できる地域	17人	60.7%
交通や移動の支援により、誰もが外出しやすい地域	14人	50.0%
防犯や防災の行き届いた地域	13人	46.4%
安心して子育てが出来る地域	13人	46.4%
高齢者や障害のある人も安心して働ける地域	12人	42.9%
趣味活動等により、生きがいをもって暮らせる地域	11人	39.3%
差別や偏見のない誰もが尊重される地域	9人	32.1%
その他	2人	7.1%
計	135人	

- ◎その他意見
- ・ 空家を除去してください
 - ・ 跡継ぎがほとんど居ないので不安な面がある

5 手助けが必要な人がいた場合の行動（個人として）

本人や家族から手助けを求められれば出来る範囲で手助けする	18人	64.3%
本人や家族から手助けを求められれば近所の人と一緒に手助けする	12人	42.9%
役場などから協力を頼まれれば手助けする	6人	21.4%
役場などに連絡・相談する	6人	21.4%
手助けしたいが自分のことで精一杯で余裕がない	1人	3.6%
その他	0人	0.0%
計	43人	

6 あなたは、社会福祉協議会について知っていますか。

活動内容を知っており、活動に参加協力したり、相談に行ったりしている	19人	
活動内容を知っているが特に関わりはない	8人	28.6%
活動内容は、よく知らない	1人	3.6%
計	28人	

7 社会福祉協議会が行う活動・支援として、今後充実させていくと良いと思われるものはどれですか。

(当てはまるものすべてに○)

住民による地域の見守り活動への支援	14人	50.0%
災害時の支援活動	11人	39.3%
地域活動に携わる人の育成	10人	35.7%
福祉に関する情報提供・情報発信	9人	32.1%
ふれ合い、いきいきサロン活動の支援・拡充	8人	28.6%
ボランティア活動を行っている人の交流や研修	7人	25.0%
ボランティア活動への参加促進	6人	21.4%
高齢者に関する総合相談窓口の拡充	5人	17.9%
ホームヘルパーの派遣	3人	10.7%
障害者当事者・団体の支援活動	3人	10.7%
福祉についての学習・研修会	3人	10.7%
子ども達への福祉教育	3人	10.7%
その他 関係団体の育成(補助と支援)	1人	3.6%
計	83人	

8 今後、住民と行政(町)と社会福祉協議会による「協働のまちづくり」を進めるうえで、取り組む活動には何が良いと思いますか。(主に2つ)

移動・外出、買い物等に困って人への支援	16人	
高齢者や障害者の見守り・安否確認	14人	50.0%
地域の行事など、地域住民の交流に関すること	13人	46.4%
高齢者や障害者の居場所づくり	8人	28.6%
子育て中の方への支援(声かけ、居場所づくり等)	3人	10.7%
防犯や防災に関すること	2人	7.1%
その他	0人	0.0%
環境美化に関すること	0人	0.0%
計	56人	

9 役場、社会福祉協議会等に対する要望

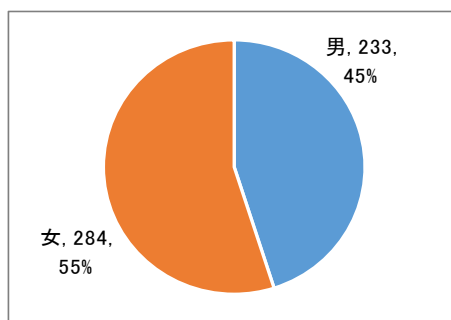
- ・事務所の雰囲気もう少し暗い気がする、来訪者を温かく迎える雰囲気あってもよいのではないか
- ・自治会への参加者が年々少なくなっており、行事などへの参加者が少なく、今後役場等の支援をお願いしたい

資料 2 地域福祉計画・地域福祉活動計画に関するアンケート調査

- 【対象者】 八峰町に住民登録をしている18歳以上の男女
 【標本数】 600件（年代層及び男女を均等に任意で人選）
 【実施日】 平成30年4月20日～7月3日
 【回収率】 86.2%（517件）

調査結果

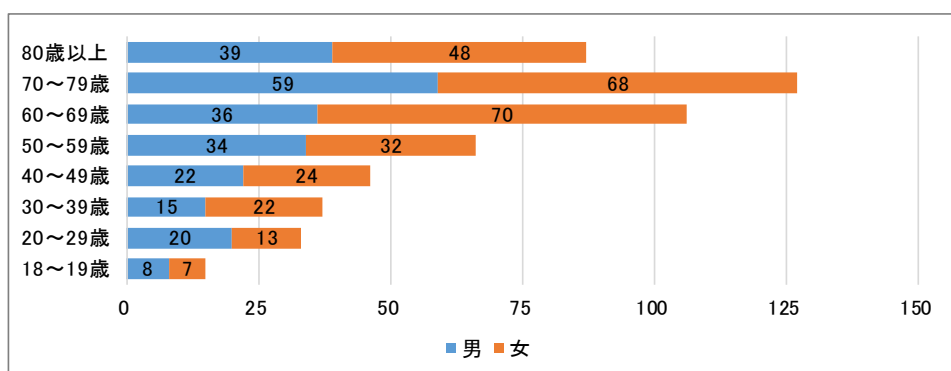
問1 あなたの性別はどちらですか。（1つに〇）



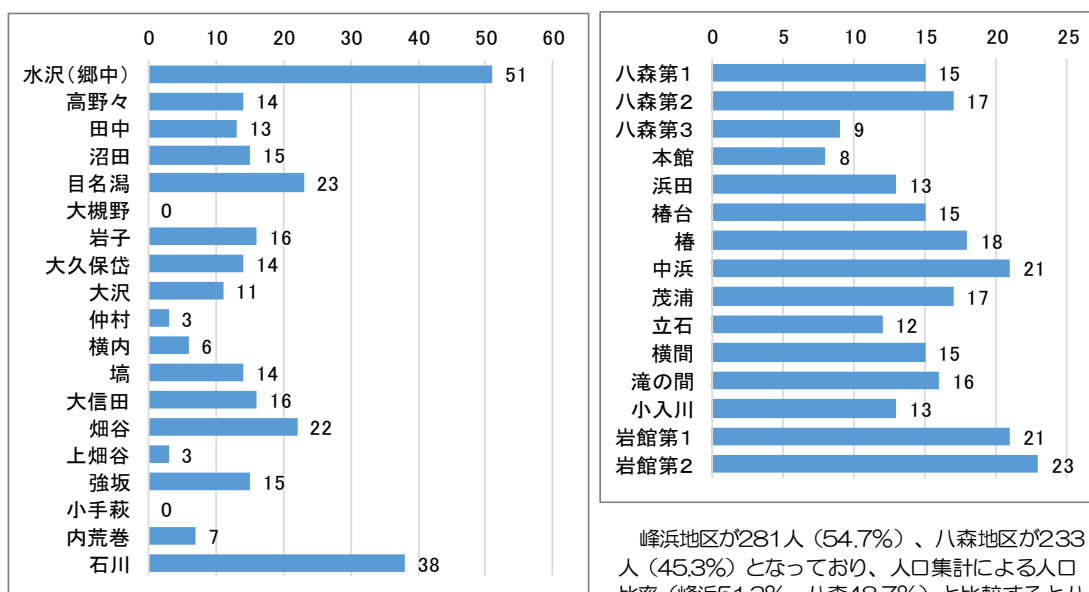
平成30年7月1日現在における八峰町人口集計では、男性の人口が3,416人（47.1%）、女性の人口が3,836人（52.9%）となっており、当アンケートの男女別回答率と男女人口比率の間に約2%ほどの誤差が生じている。

また、同じ人口集計で最も人口の多い年代が60～69歳で1,427人（19.7%）となっており、同年代の回答者数が106人（20.5%）で人口比率にほぼ近いものの、当アンケートで回答率が最も高かったのは70～79歳で127人（24.6%）であった。

問2 あなたの年齢はどれですか。（1つに〇）

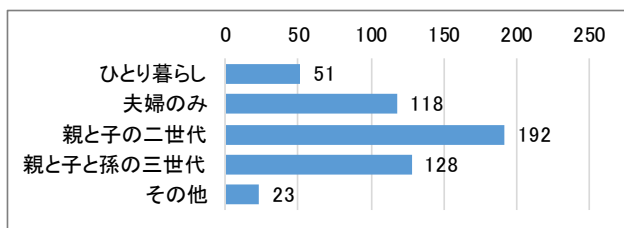


問3 あなたがお住まいの自治会はどちらですか。（1つに〇）



峰浜地区が281人（54.7%）、八森地区が233人（45.3%）となっており、人口集計による人口比率（峰浜51.3%、八森48.7%）と比較すると八森地区の回答者数が若干少ない結果となった。

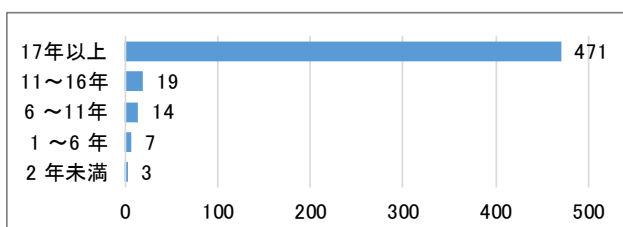
問4 あなたの家族の構成についてうかがいます。(1つに〇)



要介護世帯といわれる少人数世帯(1~2人)の回答者が169人(33.0%)であり、人口集計での少人数世帯の割合(11.7%)を大幅に上回った。

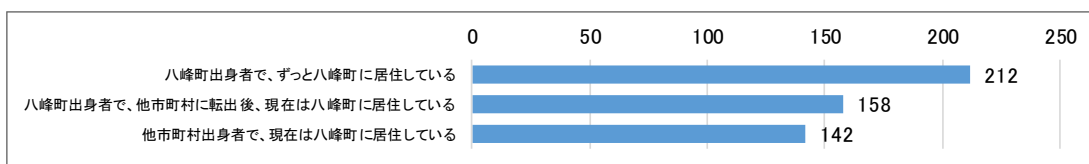
回答率が最も高かったのが「親と子の二世帯」で、192人(37.5%)であった。

問5 あなたは、八峰町に何年住んでいますか。(1つに〇)



居住年数で最も長い年数(17年以上)を回答した人が471人(91.6%)おり、八峰町の現状をよく知る人からの回答が多かった。

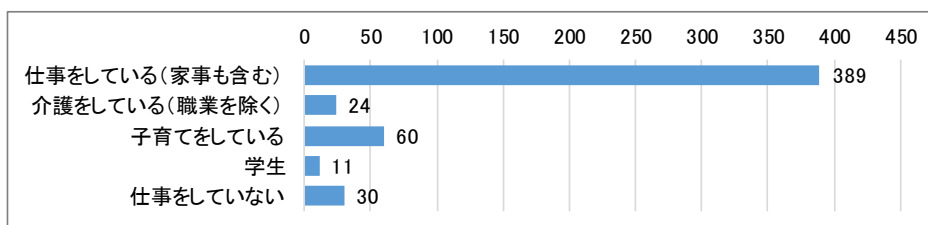
問6 あなたは、八峰町に居住する以前に別の地域に住んでいましたか。(1つに〇)



町外出身者が142人(27.7%)で、回答者の約4人に1人となっている。また、町外に転出した経験のある人が158人(30.9%)となっている。

問7 あなたは、現在どのような立場にありますか。

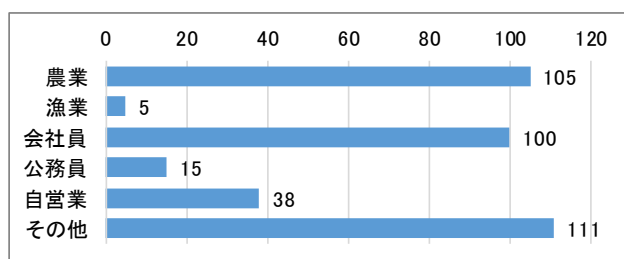
(ア)~(オ)についてどちらかあてはまる数字に1つつ〇をつけてください)



「仕事をしている」と回答した人が389人(75.7%)と最も多く、回答者の4人のうち3人となっている。

※問7で「(ア) 仕事をしている」と回答された方にうかがいます。

問7-1 あなたの職業は何ですか。(当てはまる数字に〇)

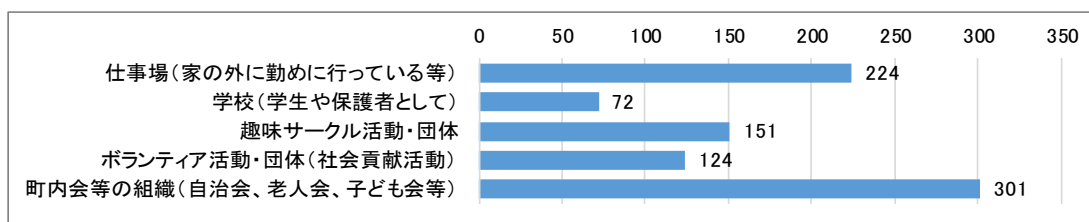


回答の多い職業が、「農業」で195人(28.1%)、「会社員」で100人(26.7%)となっている。

「その他」を回答した人のうち、記載のあったものは「団体職員、アルバイト、パート、家事、臨時職員、畑仕事」などとなっている。

「漁業」を回答した人は5人(1.3%)と非常に少なかった。

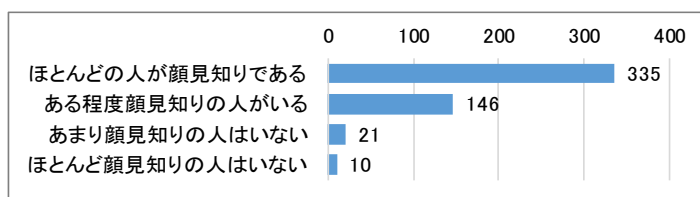
問8 あなたは、現在どのような組織や活動につながりがありますか。
 (ア)～(オ)についてどちらか当てはまる数字に1つずつ○をつけてください



最も多い回答が「町内会の組織」で301人(58.6%)であったが、一方で213人(41.4%)の人が町内会の組織とつながりをもたないという結果がみえた。また、職場や学校を除いた、地域内の組織や活動につながりのある人が275人(43.4%)であった。

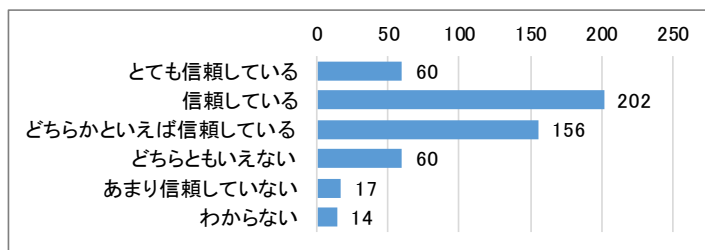
(2) 地域(隣近所)との関わり方についてうかがいます

問9 あなたは、隣近所に顔見知りの方がどのくらいいますか。(1つに○)



「顔見知りの方がいる」と回答した人は481人(94.0%)であり、ほとんどの人が隣近所に誰が暮らししているかを把握している。

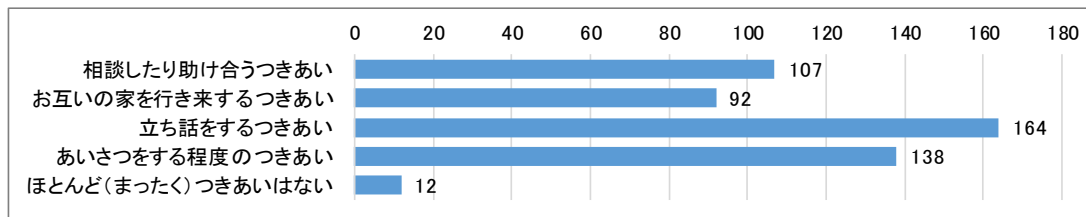
問10 あなたは、隣近所にお住まいの方をどの程度信頼していますか。(1つに○)



程度にかかわらず「信頼している人がいる」と回答した人が418人(82.1%)であり、隣近所に対する信頼度の高さがうかがわれる。

一方で、17人(3.3%)が「あまり信頼していない」と回答しており、隣近所に対し否定的な思いのある人が少数いた。

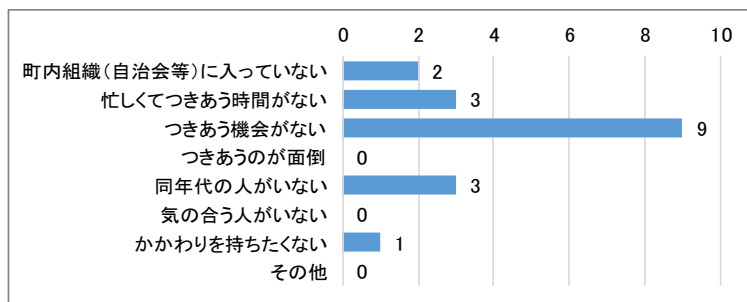
問11 あなたは、ふだん隣近所とどの程度のおつきあいをしていますか。(1つに○)



親密なつきあいをしている人が199人(38.8%)、あいさつや立ち話をする程度のつきあいをしている人が302人(58.9%)であり、両者を加えると501人(97.7%)が程度にかかわらず「つきあいがある」と回答している。

※問11で「5.ほとんど(まったく)つきあいはない」と回答された方にうかがいます。

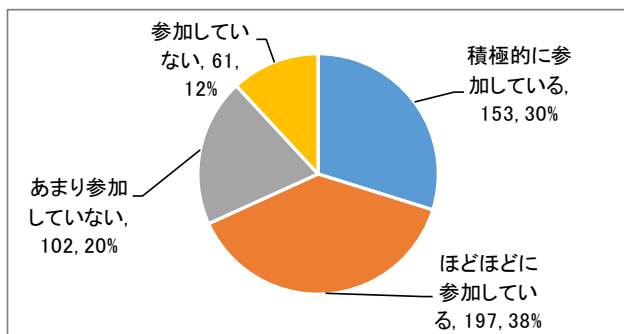
問11-1 ほとんどつきあいがない理由は何ですか。(当てはまる数字すべてに○)



最も多い回答が「つきあう機会がない」で12人中9人(75%)であった。

「かかわりを持ちたくない」と回答した人が1人いたが、「つきあうのが面倒」を回答する人が一人もいなかったことは良い傾向であると感じられる。

問12 あなたは、地域活動や行事にどの程度参加していますか。(1つに〇)



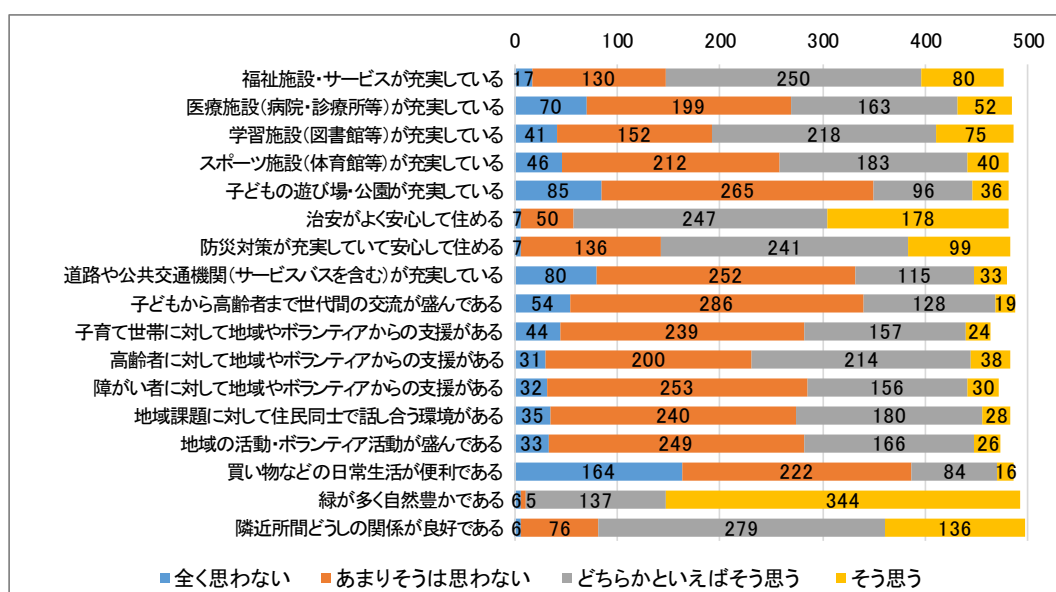
最も回答が多かったのが「ほどほどに参加している」で197人(38.4%)、「参加している」と回答した人の総数は350人(68.2%)で、約7割の人が地域活動や行事に参加していた。

一方、「参加していない」「あまり参加していない」と回答した人の総数は163人(31.8%)で、約3割の人が地域活動に消極的であった。

(3) お住いの地域の現状についてうかがいます

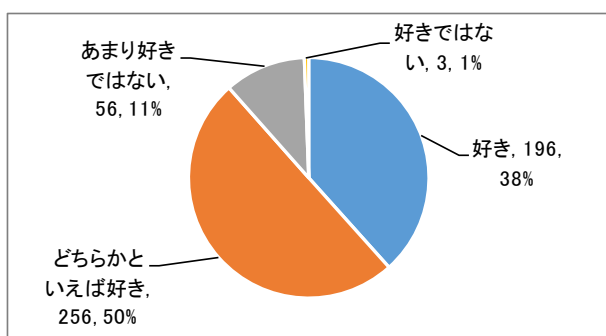
問13 あなたは、お住まいの地域の現状をどのように捉えていますか。

(ア)～(チ)についてそれぞれ最も当てはまる数字に1つずつ〇をつけてください)



「どちらかといえばそう思う」・「そう思う」と選択したなかで回答の多い順に「緑が多く自然豊かである」、「治安がよく安心して住める」、「隣近所間どうしの関係が良好である」となっており、自然環境と治安の良さを実感している人が多い。一方、「全く思わない」・「あまりそうは思わない」と選択したなかで回答の多い順に「買い物などの日常生活が便利である」、「子どもの遊び場・公園が充実している」、「子どもから高齢者まで世代間の交流が盛んである」となっており、買い物支援や子どもから高齢者まで楽しめる居場所づくりが地域の課題として浮き彫りになっている。

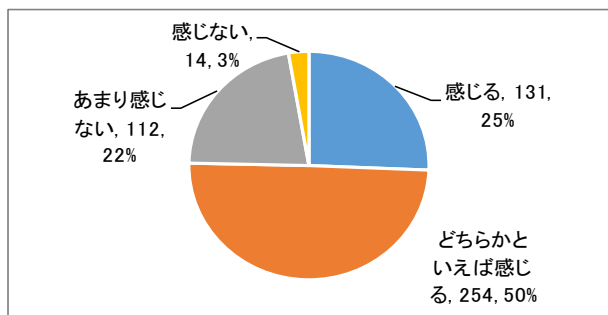
問14 あなたは、ご自身が住んでいる地区が好きですか。(1つに〇)



「好き」、「どちらかといえば好き」と回答した人が452人(88.5%)で、自分の住んでいる地域に好意的な人が約9割いた。

一方、「あまり好きではない」、「好きでない」と否定的な設問に回答した人が59人(11.5%)で、約1割の人がいた。

問15 あなたは、ご自身が住んでいる地区を「住みやすい」と感じますか。（1つに〇）



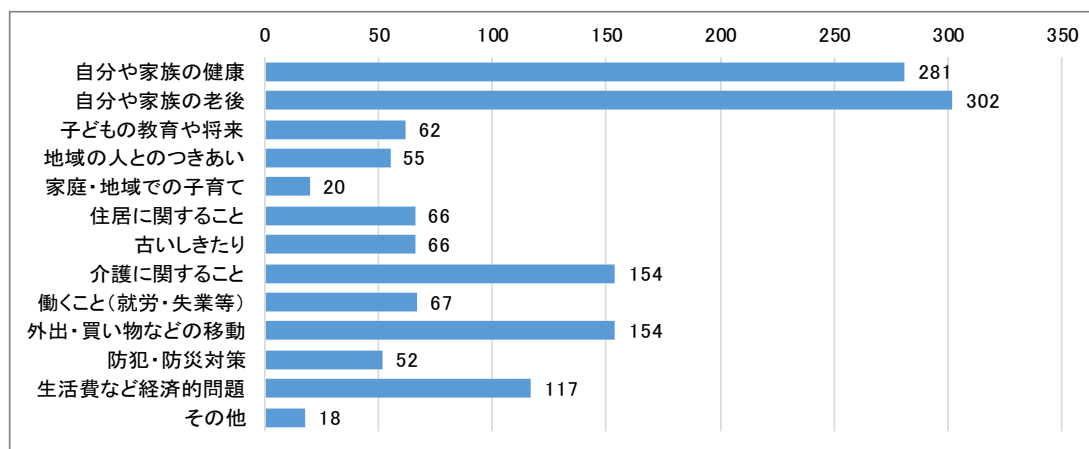
「感じる」、「どちらかといえば感じる」と回答した人が385人（75.3%）であるが、問14で「好き」、「どちらかといえば好き」の452人（88.5%）と比較すると、自分が住んでいる地域は好きではあるが、決して「住みやすい」とはいえない状況がうかがえた。

「感じない」、「あまり感じない」と回答した人が126人（24.7%）で、4人に1人が住みやすさを感じていなかった。

（4）生活で困っていること・福祉に関する地域の課題についてうかがいます

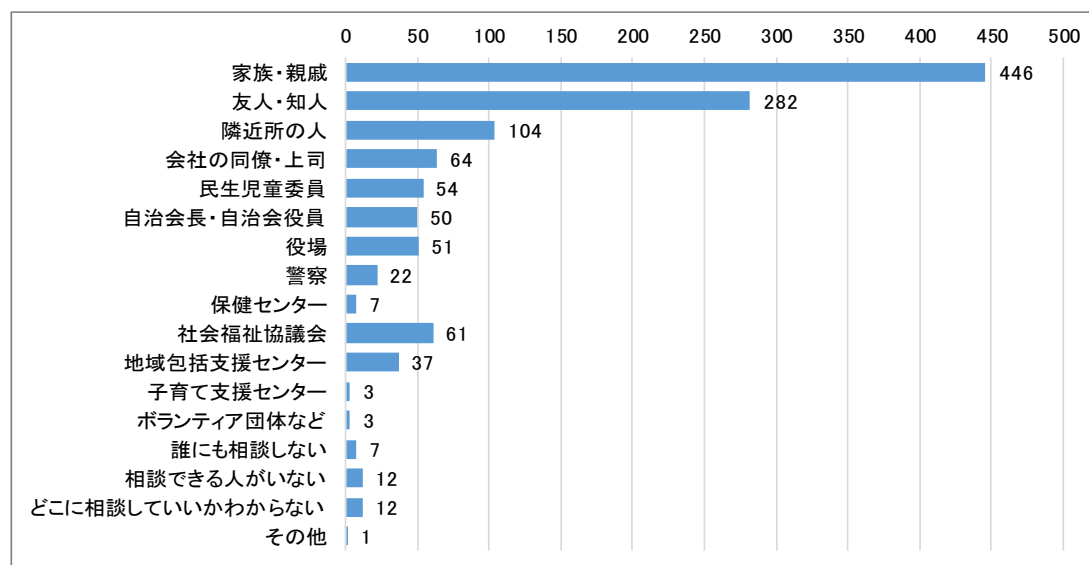
問16 あなたが日常生活の中で感じている不安やお困りごとについてうかがいます。

（当てはまる数字すべてに〇）



回答の多い順に、1.「自分や家族の老後」、2.「自分や家族の健康」、3.「外出・買い物などの移動」・「介護に関すること」となっている。次いで多いのが「生活費などの経済的問題」であり、高齢社会の諸問題である「生活・医療・介護・福祉」に対する不安が多く、安心して暮らせる町づくり、地域づくりが求められている。

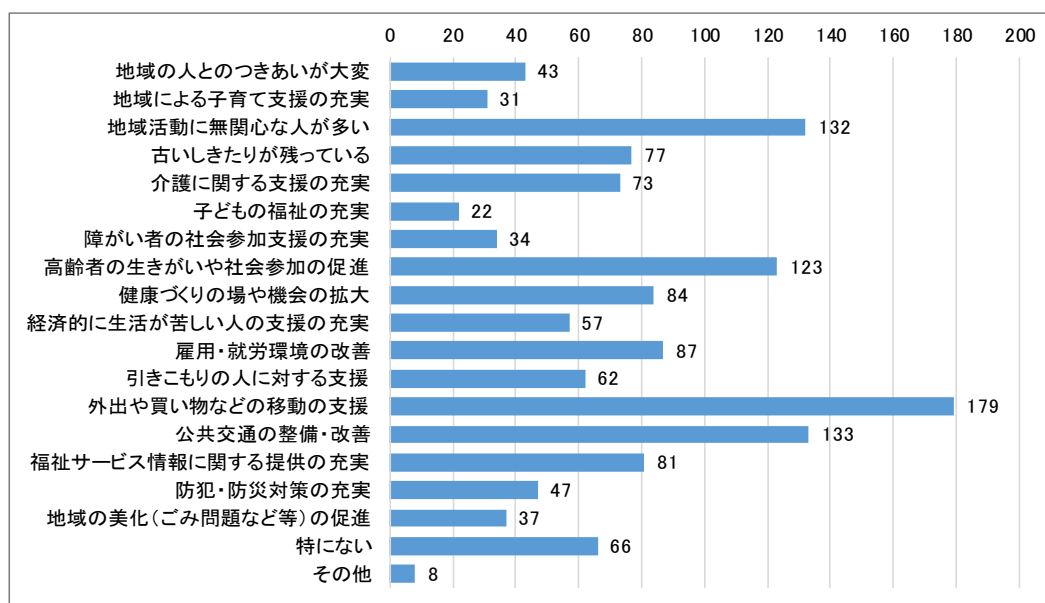
問17 あなたが困ったときに相談する人や場所はどこですか。（当てはまる数字すべてに〇）



回答の多い順に、1.「家族・親戚」（446人・86.8%）、2.「友人・知人」、3.「隣近所の人」となっており、身近な人に相談できる環境にある人が多い状況である。

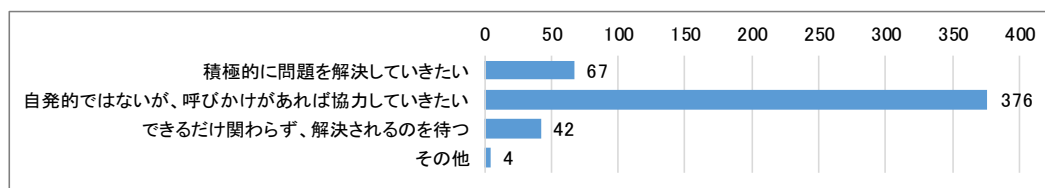
一方、「社会福祉協議会」（61人・11.9%）、「地域包括支援センター」（37人・7.2%）など、専門的な相談機関を利用する人がそれほど多くはない現状がうかがわれる。

問18 あなたが住んでいる地域の問題や課題について、感じていることは何ですか。
(当てはまる数字すべてに○)



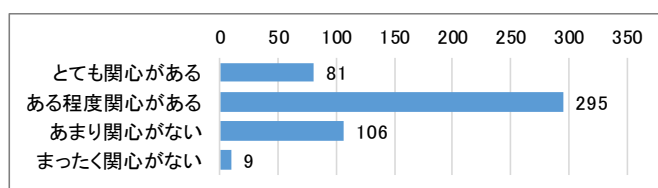
回答の多い順に、1.「外出や買い物などの移動の支援」(179人・34.8%)、2.「公共交通の整備・改善」(133人・25.9%)、3.「地域活動に無関心な人が多い」(132人・25.7%)となっており、外出や移動支援に課題を感じている人が多い。次いで多いのが「高齢者の生きがいや社会参加の促進」(123人・23.9%)であり、地域活動に関心を持って参加できる地域づくりが求められている。

問19 あなたは、地域の問題や課題に困ったとき、どのようにしますか。(1つに○)



「積極的に関わりたい」・「協力したい」と回答した人が443人(90.6%)であり、9割の人が地域の問題や課題の解決に前向きな姿勢を持っていることがわかる。一方、「できるだけ関わりたい」と消極的な回答をした人が42人(8.6%)いた。

問20 あなたは、地域福祉について関心を持っていますか。(1つに○)

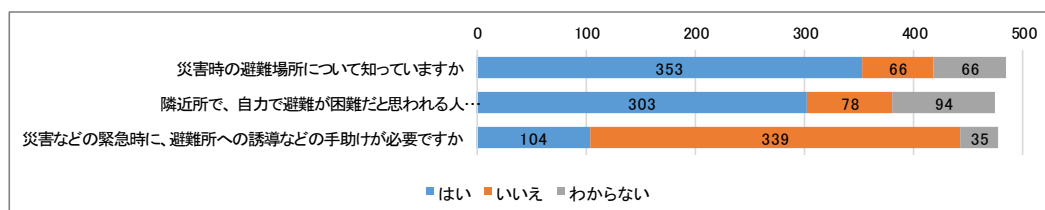


「関心がある」と回答した人が376人(76.6%)であり、4人のうち3人が地域福祉に関心を持っている。

一方、「関心がない」と回答した人が115人(23.4%)で、少なくとも関心がない結果となった。

問21 災害などの緊急時の対応状況について教えてください。

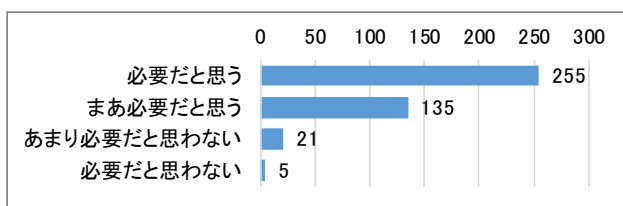
(ア)～(ウ)についてそれぞれ最もあてはまる数字に1つずつ○をつけてください)



「災害時の避難場所」を知らないと回答した人が132人(27.2%)で4人に1人となっている。また、「隣近所のひとり暮らし高齢者や障がいのある人」を知らないと回答した人が172人(36.2%)、「災害時における避難誘導の手助け」を求めないと回答した人が339人(70.9%)であったことから、防災と共助に対する意識の啓発活動に取り組む必要がある。

問22 大規模災害に備えて、地域で個人情報を共有することについて、どのように思いますか。

(※主に自力で避難が困難な方が対象) (1つに〇)

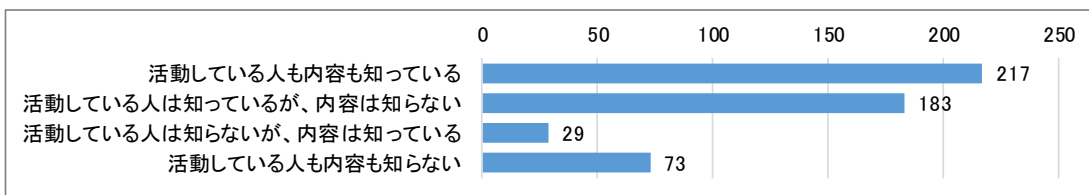


「必要だと思う」と回答した人が390人(93.8%)で、個人情報の共有にほとんどの人が理解を示している。

一方で、「必要だと思わない」と回答した人が26人(6.2%)で、個人情報の取扱いに否定的な人も少なからずいた。

(5) 地域福祉を支える人材や地域福祉資源の活用について

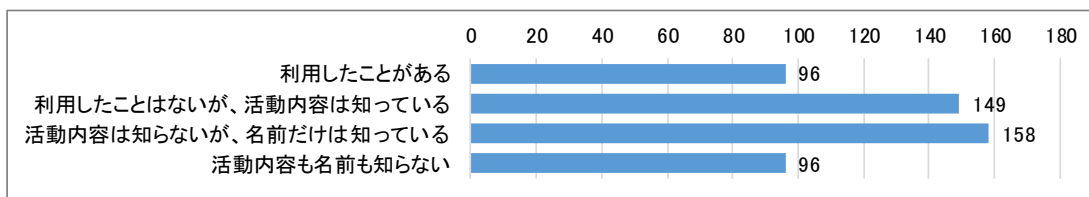
問23 あなたは、民生委員・児童委員を知っていますか。(1つに〇)



「活動している人を知っている」と回答した人が400人(79.7%)で、約8割の人が自分の地域の民生児童委員を知っており、一方で約2割の人が知らない状況であった。また、「活動内容を知らない」と回答した人が256人(51.0%)で、半数の人が民生児童委員の活動内容を知らない状況であり、活動する人とその活動内容が一致していないことがわかる。

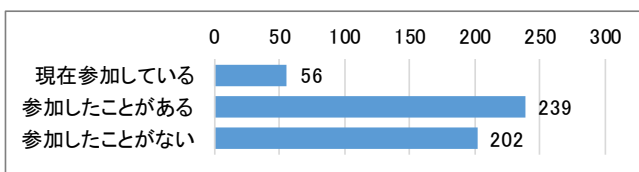
問24 八峰町地域包括支援センター(八峰町社会福祉協議会内に設置)について知っていますか。

(1つに〇)



「利用したことがある」から「名前だけは知っている」までと、地域包括支援センターの存在を認識している人が403人(80.8%)であった。また、「利用したことがある」・「活動内容を知っている」と一定の活動内容を知る人が245人(49.1%)であり、約半数の認知度にとどまっている。

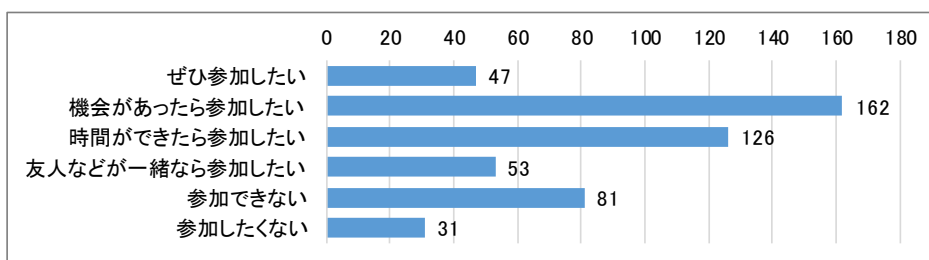
問25 あなたは、ボランティア活動に参加したことはありますか。(1つに〇)



「参加している」、「参加したことがある」と、ボランティア活動を経験している人が295人(59.4%)であった。

一方、「参加したことがない」と回答した人が202人(40.6%)で、ボランティア意識の向上に努める必要がある。

問26 あなたは、今後ボランティア活動に参加したいですか。(1つに〇)

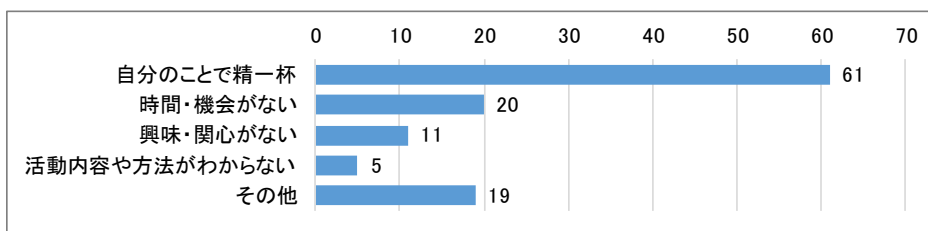


環境を整えば「参加したい」と回答した人が388人(77.6%)で、約4人のうち3人がボランティア活動に参加したいことがわかった。

一方、「参加したくない」と回答した人が31人(6.2%)であった。

※問26で『5.参加できない』『6.参加したくない』と回答した方にうかがいます。

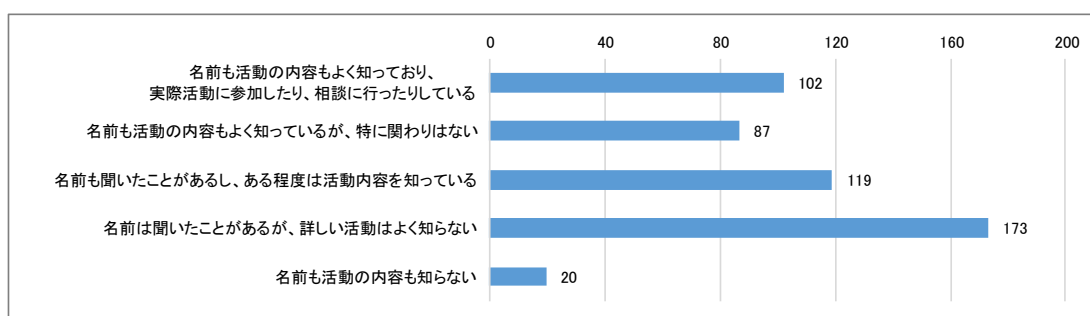
問26-1 その理由はなんですか。（当てはまるものすべてに○）



「自分のことで精一杯」、「時間・機会がない」と回答した人が81人（69.8%）で、約7割の人がボランティア活動に関わる余裕がない状況であった。「興味・関心がない」と回答した人が11人（9.5%）で、ボランティア活動に全く関心を示さない人が少なからずいた。

（6）福祉団体についてうかがいます

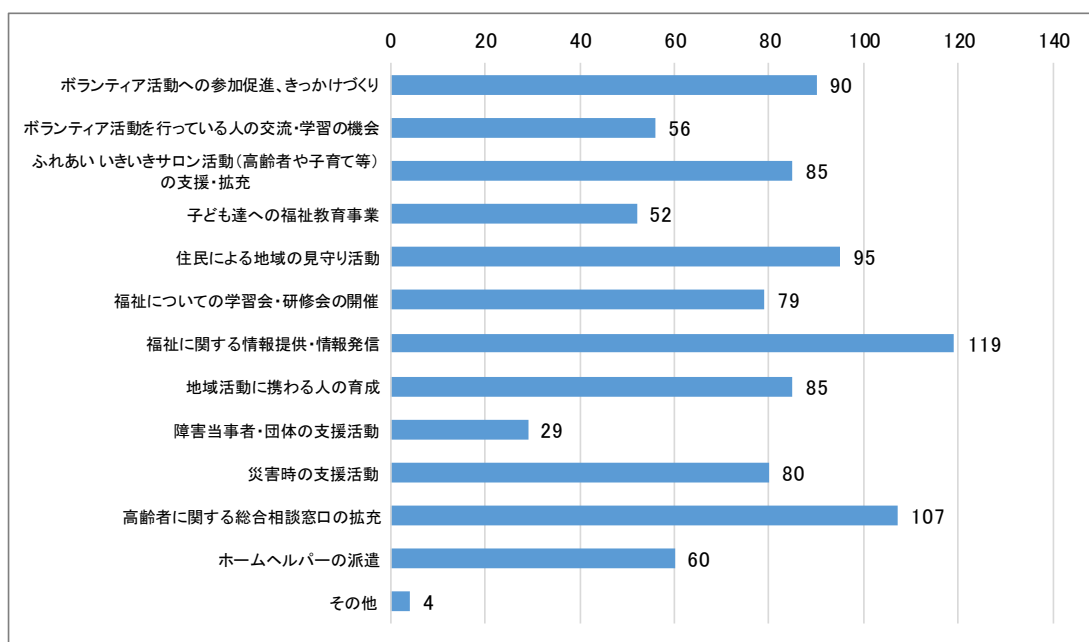
問27 あなたは、八峰町社会福祉協議会について知っていますか。（1つに○）



「名前を知っている」と回答した人が481人（96.0%）で、「社会福祉協議会」の名称の認知度は高い状況である。しかし、名前を知っていても「活動をよく知らない」人が173人（34.5%）いることから、活動及び事業内容をわかりやすく住民に周知するための取り組みが必要である。

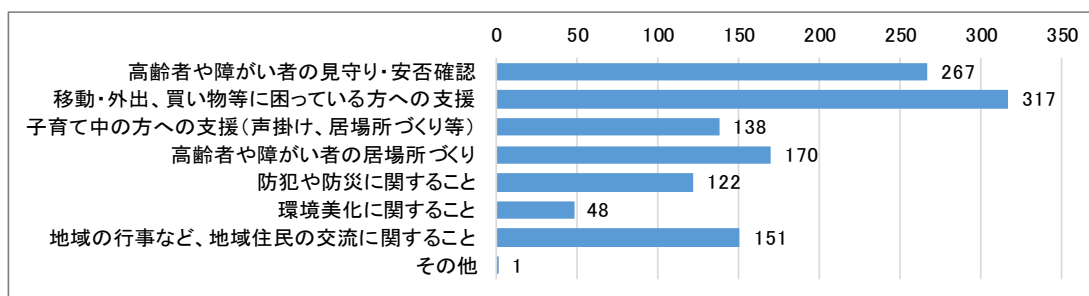
※問27で『1』～『3』と回答した方にうかがいます。

問27-1 八峰町社会福祉協議会が行う活動・支援として、今後充実させていくとよいと思われるものはどれですか。（当てはまるものすべてに○）



回答の多い順に、1.「福祉に関する情報提供・情報発信」（119人・23.2%）、2.「高齢者に関する総合相談窓口の拡充」（107人・20.8%）、3.「住民による地域の見守り活動」（95人・18.5%）となっており、問27で上がった課題と共通であるとともに、利用しやすい相談窓口の設置と地域福祉の担い手づくりなど、従来からの社会福祉協議会のもつ役割をより強化していく必要がある。

問28 今後、住民と行政（町）と関係福祉団体（社会福祉協議会等）による「協働のまちづくり」を進めるうえで、取り組む活動には何が良いと思いますか。
（当てはまるものすべてに○）

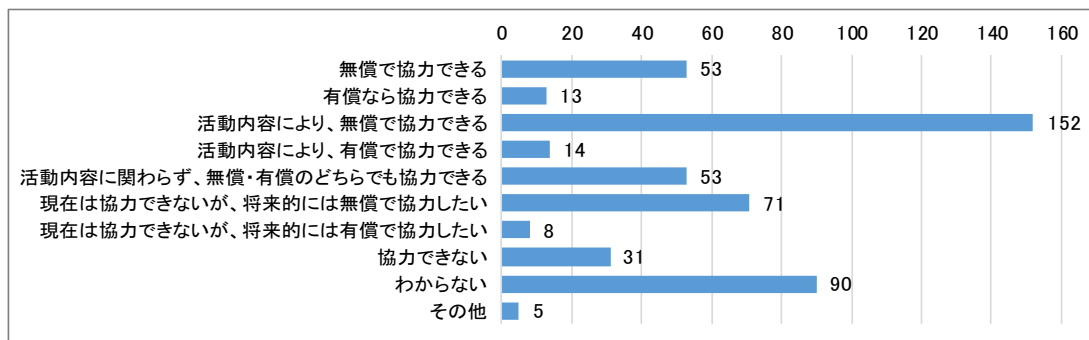


回答の多い順に、1.「移動・外出、買い物等に困っている方への支援」、2.「高齢者や障がい者の見守り・安否確認」、3.「高齢者や障がい者の居場所づくり」となっており、問18「地域の問題や課題」及び問27-1「社協活動・支援の充実策」で挙げられた内容と一致している。

次いで多かったのが「地域の行事など、地域住民の交流に関すること」（151人・29.4%）であり、行政と社協が地域活動により関わっていくことが多く求められている。

（7）地域活動についてうかがいます

問29 地域活動に協力できるかについてお聞かせください。（1つに○）

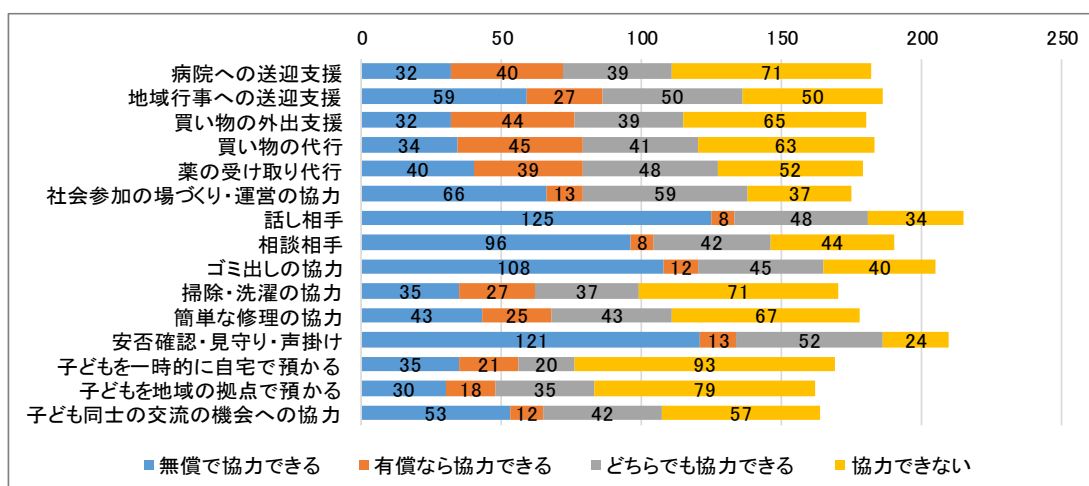


「無償で協力したい」が含まれた選択肢を回答した人が329人（67.1%）であり、無償でも地域の役に立ちたいと考えている人が意外に多くいると感じた。

一方、「有償で協力したい」が含まれた選択肢を回答した人が35人（7.1%）であった。また、「わからない」、「協力できない」と回答した人が121人（24.7%）であり、地域活動に意欲を持ってない、関わり方がわからないという人が4人のうち1人という割合でいた。

※問29で『1』～『5』と回答した方（協力できると回答された方）にうかがいます。

問29-1 下記の（ア）～（ソ）の活動の中で、あなたが協力できそうな活動に○を付けてください。（最も当てはまる数字1つずつに○）



「無償で協力できる」のうち、回答の多い順に1.「話し相手」（125人・24.3%）、2.「安否確認・見守り・声掛け」（121人・23.5%）、3.「ゴミ出しの協力」（108人・21.0%）となっており、資格や技術を必要としない、気軽に行える活動が多く選択されている。一方、「有償なら協力できる」のうち、回答の多い順に1.「買い物の代行」（45人・8.8%）、2.「買い物の外出支援」（44人・8.6%）、3.「病院への送迎支援」（40人・7.8%）となっており、いずれも車での移動支援に伴うリスクに対する代償として有償を求めていることがうかがわれる。

また、「協力できない」のうち、回答の多い順に1.「子どもを一時的に自宅で預かる」（93人・18.0%）、2.「子どもを地域の拠点で預かる」（79人・15.4%）、3.「病院への送迎支援」（71人・13.8%）となっており、子どもや病気を抱えた人への支援には非常に困難な意識がうかがわれる。「どちらでも協力できる」と回答したうち、最も多かったのが「社会参加の場づくり・運営の協力」（59人・11.5%）であった。

資料 3 八峰町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45条)第107条及び第109条の規定に基づき、八峰町地域福祉計画・地域活動計画(以下「計画」という。)を策定するため、八峰町地域福祉計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 委員15人以内で組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 福祉団体を代表する者
- (3) 社会福祉施設を代表する者
- (4) 社会福祉協議会の職員
- (5) 行政機関の職員

2 委員の任期は平成31年3月31日までとする。ただし、委員が任期途中で交代した場合の後任者の任期は前任者の残任期間とする。

3 策定委員会に、委員長及び副委員長1名を置き、委員の互選によって定める。

(任務)

第3条 策定委員会は、計画に関する調査及び研究を行い、計画案を策定し、町長に報告するものとする。

2 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長を務める。

2 策定委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、策定委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第5条 計画の策定を円滑に行うために、事務局は八峰町福祉保健課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附則

(施行期日)

この告示は、平成30年6月1日から施行する。

(招集の特例)

最初に招集される委員会は、第4条第1項の規定にかかわらず町長が招集する。

資料 4 八峰町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員名簿

No.	氏名	所属団体	備考
1	田村 利満	八峰町民生児童委員協議会会長	福祉団体代表
2	佐々木 肇	八峰町身体障害者協会会長	福祉団体代表
3	今井 正巳	八峰町手をつなぐ育成会会長	福祉団体代表
4	工藤 哲弥	八峰町老人クラブ連合会会長	福祉団体代表
5	桜田 星宏	障害者施設 虹のいえ 施設長	社会福祉施設代表
6	岡本 丈義	特別養護老人ホーム 海光苑 施設長	社会福祉施設代表
7	田村 崇子	八峰町地域包括支援センター 包括支援課長	社会福祉協議会職員
8	中山 朱子	陽だまりの会 会長	福祉団体代表
9	千葉 カツヨ	ボランティアグループ若菜会 会長	福祉団体代表
10	三熊 郁子	診療所 看護師	有識者
11	皆川 鉄治	皆川薬局 薬剤師	有識者
12	須藤 義孝	八森地区福祉懇談会 会長	有識者
13	皆川 鉄也	峰浜地区福祉懇談会 会長	有識者
14	加賀 洋子	地域福祉委員（八森）	有識者
15	芹田 征子	地域福祉委員（峰浜）	有識者
16	斉藤 誠宏	社会福祉協議会 事務局長	事務局
17	堀江 広智	八峰町役場 福祉保健課長	事務局
18	大津 美由紀	八峰町役場 福祉保健課 課長補佐	事務局

資料5 参考条例

社会福祉法第107条

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

※平成30年4月1日改正

社会福祉法第109条

市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

成年後見制度に関わる法令

■成年後見制度の利用の促進に関する法律第12条第1項（抜粋）

政府は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、成年後見制度の利用の促進に関する基本的な計画（以下「成年後見制度利用促進基本計画」という。）を定めなければならない。

■成年後見制度の利用の促進に関する法律第23条（抜粋）

市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

■成年後見制度利用促進基本計画（平成29年3月24日閣議決定）

※政府が講ずる成年後見制度利用促進策の最も基本的な計画であり、市町村の成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画のガイドラインである。

八峰町地域福祉計画・八峰町地域福祉活動計画

平成31年3月

編集・発行

■八峰町福祉保健課

〒018-2502 秋田県山本郡八峰町峰浜目名潟字目長田118番地

電話番号 0185-76-4608 FAX 0185-76-2113

■社会福祉法人 八峰町社会福祉協議会

〒018-2644 秋田県山本郡八峰町八森字樁台112番地

電話番号 0185-77-3551 FAX 0185-77-3318

